

第6次春日市総合計画

後期基本計画

令和8年度～令和12年度

**住みよさ実感都市 かすが
～つながる はぐくむ 支え合う～**



春 日 市

ごあいさつ

本市では、令和3年に10年間のまちづくりの指針となる第6次春日市総合計画を策定し、将来都市像である「住みよさ実感都市 かすが ～つながる はぐくむ 支え合う～」の実現を目指して、各分野の施策を推進してまいりました。

このたび、計画の策定から5年が経過したことから、社会経済情勢の変化ならびに施策の進行状況や成果等を踏まえて基本計画の見直しを行い、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする第6次春日市総合計画後期基本計画を策定いたしました。

人口減少や少子高齢化の進行をはじめとする社会経済情勢の急速な変化に加え、デジタル化の進展や地域活動の担い手不足などにより、地域社会を取り巻く環境は大きな転換期にあります。市民の皆様とともに築いてきた住みよさを次世代へ引き継ぎ、さらに高めていくためには、長期的な視野を持ちながら、多様化・複雑化する地域課題に的確に対応し、持続可能なまちづくりを着実に推進していくことが、今後ますます重要になってまいります。

まちづくりは、行政だけで成し遂げられるものではなく、市民、地域、事業者など多様な主体との協働により進めていく必要があります。本市が市政運営の基本とする「市民と行政との協働のまちづくり」のもと、これまで培ってきたつながりと地域力を生かしながら、今後とも市民の皆さまとともに、未来につながるまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり貴重なご意見をいただきました市民の皆様や、ご協力をいただいた関係各位に心から感謝いたしますとともに、本計画の推進につきまして、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和8年3月

春日市長 井上 澄和

目 次

基本計画の位置づけ	6
将来人口	8

基本計画

基本目標 1 人と地域がつながり、豊かさにとぎわいを生み出すまち

政策 1－1 協働のまちづくりの推進	10
政策 1－2 まちの魅力発信	12
政策 1－3 多様な学びの支援	14
政策 1－4 文化芸術の振興	16
政策 1－5 スポーツ・運動の推進	18
政策 1－6 文化財の保存・活用	20
政策 1－7 産業の振興	22

基本目標 2 安心して子育てができ、子どもがすくすくと成長できるまち

政策 2－1 妊娠・出産・子育て支援の充実	26
政策 2－2 子どもの健全育成	28
政策 2－3 学校教育の充実	30
政策 2－4 共育（共に育てる）の充実	32

基本目標 3 みんなで支え合い、誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち

政策 3－1 健康づくり支援の充実	36
政策 3－2 高齢者支援の充実	38
政策 3－3 障がい者支援の充実	40
政策 3－4 地域共生社会の推進	42
政策 3－5 人権が尊重される社会の推進	44
政策 3－6 男女共同参画社会の推進	46
政策 3－7 社会保障制度の適正な運営	48

基本目標 4 良好な住環境の中で、安心して快適に暮らせるまち

政策 4－1 良好な住環境の確保	52
政策 4－2 交通体系の整備・維持	54
政策 4－3 上下水道の維持・保全	56
政策 4－4 憩いの空間の整備・維持	58
政策 4－5 環境保全と循環型社会の推進	60
政策 4－6 防災体制の充実	62
政策 4－7 暮らしの安全の確保	64

基本目標 5 持続可能で、市民から信頼される行政経営

政策 5－1 効果的・効率的な行政運営	68
政策 5－2 持続可能な財政運営	70
政策 5－3 透明性・公平性の高い行政運営	72

国土強靱化地域計画

第 1 章 国土強靱化地域計画の基本的な考え方	76
第 2 章 脆弱性の評価	77
第 3 章 地域の強靱化に向けた取組	85
第 6 次春日市総合計画基本計画の政策・施策と「起きてはならない最悪の事態」の関係図	86

資料

第 6 次総合計画基本構想	94
策定経過	100
市民参画	101
春日市総合計画条例	104
春日市総合計画条例施行規則	106
第 6 次春日市総合計画前期基本計画における指標の状況	109
用語解説	117

基本計画の位置づけ

1 後期基本計画策定の趣旨

令和3年に策定した基本計画は、社会情勢の変化等により、さまざまな分野でまちづくりの状況が変化していることから、現在の状況に見合ったものに見直す必要があります。このため、新たに後期基本計画を策定し、第6次総合計画基本構想で掲げているまちの将来都市像「住みよさ実感都市 かすが ～つながる はぐくむ 支え合う～」のより一層の実現を図るものです。

2 目標年度

この基本計画の目標年度は、令和12(2030)年度とします。

3 総合計画と個別計画の関係性

(1) 個別計画との基本的な関係性

総合計画があらゆるまちづくりの分野を網羅する最上位計画であるのに対し、個別計画は、特定のまちづくりの分野に関する個別具体の計画であり、総合計画で示すまちづくりの方向性に適合する形で策定することが求められます。

(2) 「第6次春日市行政改革大綱」との関係性

この基本計画における次の政策の計画部分を、春日市における行財政改革の基本的な方針を示す「第6次春日市行政改革大綱」として位置づけます。

ア 政策5-1 「効果的・効率的な行政運営」

イ 政策5-2 「持続可能な財政運営」

(3) 「春日市国土強靱化地域計画」との関係性

平時から大規模自然災害等の発生に備え、事前の防災・減災と迅速な復旧復興を可能とする取組を総合的かつ計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するために策定する「春日市国土強靱化地域計画」は、その強靱化に向けた取組をこの基本計画の施策・取組に紐付ける形で策定しています。

(4) 「春日市人口ビジョン・春日市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係性

急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、地域の住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、「地方創生の推進」を目的とした「第3期春日市人口ビジョン・春日市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和7（2025）年3月策定。以下「総合戦略」

という。)」を策定しました。

人口減少問題の克服に向けた「地方創生の推進」を春日市の重要課題として捉え、まちづくりの分野にとらわれず、総合計画における政策及び施策を横断的に連携させながら、「若い世代の結婚から子育てまでの希望がかなうまちづくり」、「九州で最も住みやすい魅力あるまちづくり」、「超高齢・人口減少社会に対応した持続可能なまちづくり」を、市全体で力強く推進します。

4 後期基本計画策定の基本姿勢

総合計画は、長期的展望に立った行政運営の最上位計画であると同時に、春日市で活動する人々のまちづくりの指針となるものです。このことから、後期基本計画の策定においては、春日市で活動する人々の参画を得ながら、市民とともに創るまちづくり計画として策定することを基本姿勢としました。

[市民参画の手法]

- ①市民意識調査（令和6年9月～10月実施）
- ②市民ワークショップ（参加者公募型）
- ③次世代ワークショップ（市内中学生）
- ④パブリックコメント（令和8年2月実施）

5 後期基本計画の期間

	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計画期間
基本構想	●									→	10年
基本計画	●				→	●				→	前期5年、後期5年

6 後期基本計画におけるまちづくりの視点

少子高齢化のさらなる進行や人口減少社会の到来、デジタル化の進展、価値観やライフスタイルの多様化など、社会経済情勢はこれまで以上に大きく、かつ急速に変化しています。加えて、地方分権の進展や財政制約の高まりにより、市町村には、より一層の創意工夫と実効性のある行政運営が求められています。

これまで本市では、市民参画と協働を基盤としたまちづくりを進め、時代の変化に対応した市政運営に取り組んできました。今後は、こうした取組をさらに発展させ、持続可能な行政運営と政策効果の検証・改善を重視しながら、福岡都市圏における良好な住宅都市としての特性を活かし、市民、地域、事業者など多様な主体とともに、将来にわたって選ばれ続けるまちづくりを推進します。

将来人口

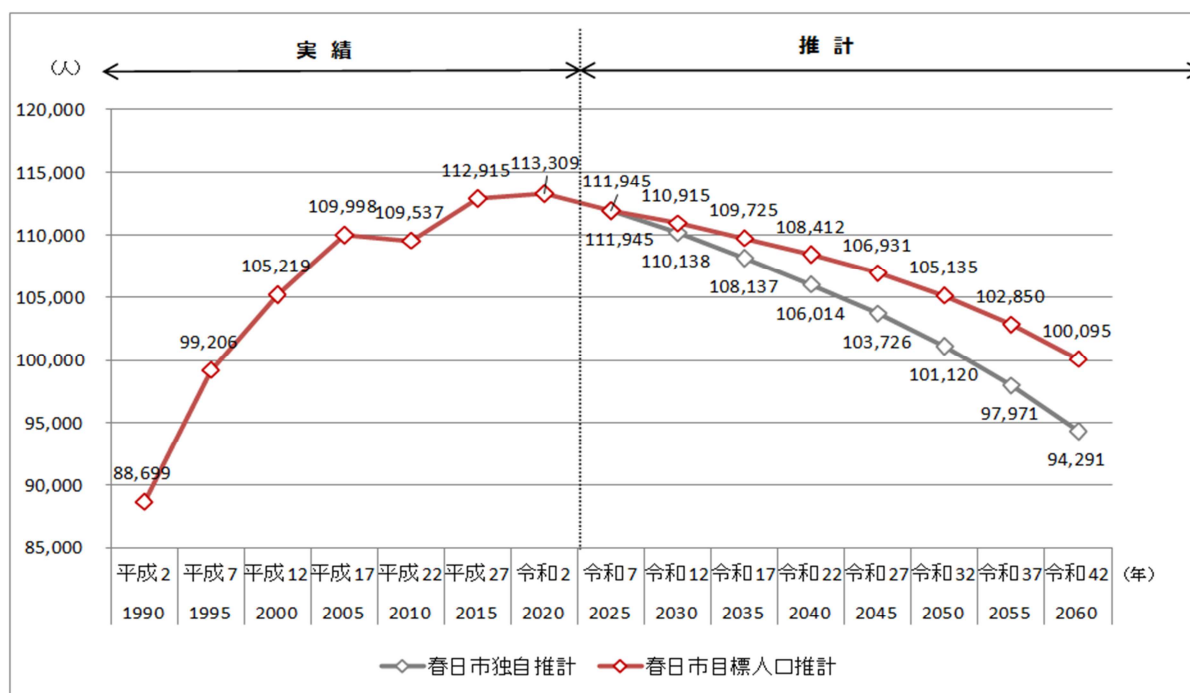
1 将来人口の推計

春日市の人口は、平成 17（2005）年に 11 万人を突破するまで一貫して増加を続けていましたが、令和 2（2020）年頃をピークに微減に転じ、ここ数年は 11 万 1 千人前後で推移しています。

今後の人口予測については、市域の未利用地の状況から大規模な宅地開発は期待できず、人口流入の鈍化が見込まれること、そして、少子高齢化により春日市内の死亡数が出生数を上回り、自然減に転じていることが見込まれることから、緩やかに減少していく見込みです。

2 目標人口の設定

総合戦略の目標である「令和 42（2060）年に人口 10 万人の維持」を達成するため、令和 12（2030）年度の目標人口を 110,915 人と設定します。



資料：第3期春日市人口ビジョン・春日市まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本目標 1

人と地域がつながり、豊かさとしにぎわいを
生み出すまち

人づくり・地域づくり

【政策1－1】	協働のまちづくりの推進	10
【政策1－2】	まちの魅力発信	12
【政策1－3】	多様な学びの支援	14
【政策1－4】	文化芸術の振興	16
【政策1－5】	スポーツ・運動の推進	18
【政策1－6】	文化財の保存・活用	20
【政策1－7】	産業の振興	22

政策 1－1 協働のまちづくりの推進

政策の基本方針

地域コミュニティの活性化や協働によるまちづくりの意識醸成などを図り、市民、地域、団体、行政などの様々な地域社会の担い手が、対話を通して主体的に参画できる「協働」のまちづくりを推進し、多様化する地域課題の解決と市民の暮らしの質の向上につなげます。

現状と課題

- 少子高齢化や核家族化の進行、価値観・ライフスタイルの多様化により、住民相互のつながりが希薄になりつつある中で、春日市では、地域コミュニティの核である市内 35 地区の自治会において、高齢者への支援、子どもの居場所づくり、公園・通学路の安全性の確保、地域の防犯・防災体制づくりといったコミュニティ活動が積極的に展開されています。
- 自治会を始めとする地域活動団体や市民公益活動団体では、加入率の低下や、担い手の固定化、高齢化、後継者不足といった課題に直面しています。このため、今後さらに市民のコミュニティ意識を高め、地域で活躍する市民を支援するとともに、世代や地域、団体の枠を超えて協力し合える仕組みづくりが求められています。
- 市民ニーズが複雑・多様化しており、行政だけでは解決が困難な課題が増加しています。こうした背景から、地域活動団体やボランティア団体、NPO、企業等の積極的な参画による協働のまちづくりを推進していくことが求められています。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
自治会加入率	71.6% 令和 6（2024）年度	 令和 12（2030）年度
地域活動・ボランティア活動などを行っている市民の割合	10.6% 令和 6（2024）年度	 令和 12（2030）年度
市民活動の活性化に対する市民の満足度	71.7% 令和 6（2024）年度	 令和 12（2030）年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 地域コミュニティ活動の活性化	① 自治会・自治会連合会の運営基盤強化  様々な地域課題に市民が主体的に取り組むことができるよう、各地区自治会と自治会連合会への活動支援、財政支援（まちづくり交付金等）などを通して、自治会への加入促進を図るなど、自治会の運営基盤の強化を図ります。 ② 自治会との連携強化  自治会が地域コミュニティの核として福祉、教育、安全・安心、環境といったあらゆる分野において今後も重要な役割を担っていくことを踏まえ、自治会との連携を強化し、更なる協働のまちづくりを推進します。 ③ 地域活動への市民参加促進  自治会活動の重要性、活動実態などを様々な手法で市民に広く周知し、市民のコミュニティ意識の向上を図ります。 ④ 地域活動の拠点整備  新50 老朽化が進行している地区公民館等施設に対し、長寿命化、バリアフリー化を主な目的とした施設改修等を計画的に実施し、地域活動の拠点として、安全で利用しやすい環境を整備します。
2 市民公益活動の活性化	① 市民公益活動の活動支援  新50 まちづくりや地域活性化を目的とした市民の主体的な活動を積極的に支援します。また、市民活動団体との協働のまちづくりを更に推進するため、まちづくり支援センター※の機能強化を図っていきます。
3 地域や団体の交流の場づくり	① 団体の交流・対話の場づくり  新50 地域活動や市民公益活動を行う市民や団体が交流・対話できる場づくりを推進することにより、市民や団体間のネットワークづくりを支援し、新たな協働による活動、取組につなげます。 ② 地域活動等の担い手づくり  新50 地域活動等を行う団体の活動実態などを市民に広く周知するとともに、誰もが気軽に地域活動等に参加できるような機会や、まちづくりについて学ぶことができる場を提供します。



「春PASS」※ ステッカー



自治会行事（夏祭り）

政策 1－2 まちの魅力発信

政策の基本方針

市民と行政との双方向の情報共有を推進するとともに、春日市の魅力を市内外に積極的に発信することで、市民の市に対する愛着心と誇りを醸成し、市民との協働により将来にわたって活力ある地域社会を形成します。

現状と課題

- 市民ニーズを把握し、市民が知りたいことを適切に発信するよう、広報と広聴を効果的に推進していく必要があります。
- 平成 29（2017）年度に市民ワークショップや市民投票などの市民との協働により、ブランドイメージ※「みんなで春をつくろう」を決定しました。春日市のように転出入が多く、居住年数が短い市民の割合が高いまちは、地域に対する愛着心を持ちづらくなるという課題がありますが、ブランドイメージを活用し、市民の市に対する愛着心を高め、協働のまちづくりへの参画意欲の向上に努めています。ブランドイメージの市の発行物全般への掲載、「写真投稿キャンペーンとモザイクアート」、「KASUGA DREAM」、「かすがカメラ部」などの市民参加型事業などにより、市の魅力を市内外に向けて発信しています。
行政からの発信だけではなく、地域の様々な情報を幅広く発信し、市内外に向けて、さらに効果的に伝えていく必要があります。
- スマートフォンの普及に伴い、SNS※やアプリの利用が一般化するなど、市民の情報入手経路は多種多様になっています。特にLINEは、日本全国で幅広く使われており、高齢者にも馴染みがあるツールです。行政サービスの周知や災害時の情報提供等セグメント配信※で必要な情報を的確に届けています。また、若年層や高齢者層、子育て世代などのターゲットに合わせて、必要としている情報に応じた発信の方法を選択していく必要があります。
- 協働のまちづくりを推進するため、市民との信頼関係を深めることが重要です。そのため、「お知らせ型」の一方通行の情報発信ではなく、市民と行政のコミュニケーションを促進し、双方向の情報共有を図ることが求められています。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
市民の行政への参加意欲の向上に対する市民の満足度	40.6% 令和 6（2024）年度	50.0% 令和 12（2030）年度
市に対する愛着や誇りを感じている市民の割合	77.6% 令和 6（2024）年度	78.0% 令和 12（2030）年度
ブランドイメージを知っている市民の割合	33.3% 令和 6（2024）年度	40.0% 令和 12（2030）年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

☀️マークは、春日市国土強靱化地域計画に関連する取組です。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 シティプロモーションの推進	① 戦略的なシティプロモーション※の推進 ブランドイメージを活用するなど、戦略的に市の魅力を市内外に発信し、市の認知度と価値を高めることで、関係人口※の拡大と、市民の市への誇りと愛着の醸成につなげます。
2 効果的な情報発信	① 市報かすがの充実 ☀️ 市報の限られた紙面の中で、市民の関心を喚起し行動を誘発する質の高い情報提供を行い、「伝わる広報」を推進します。 ② 市ウェブサイトの充実 ☀️ 高齢者や障がい者をはじめとして誰もが利用しやすく、利用者が求める情報を簡単に入手でき、オンラインでの手続きを充実させるよう、市ウェブサイトのリニューアルを行い、閲覧性や利便性の向上を図ります。 ③ SNSの効果的な活用 ☀️ 市民の情報収集手段の変化に応じて効果的に情報発信するため、運用の統一化を図り、各SNSの特徴に応じて適切に選択し、活用します。 ④ 報道機関等の積極的な活用 市民や市外住民へ広く情報発信するため、報道機関等への積極的な情報提供を行います。 ⑤ 職員の情報発信能力の向上 職員向け研修の開催、市民向けチラシ・ポスターのデザイン支援などを通して、職員の情報発信能力の向上を図ります。
3 双方向の情報共有	① 広聴機会の充実 行政への市民参画の機会の拡大を図り、市民の率直な意見を行政施策に生かすことができるよう、出前トーク「市長と語る」を始めとする市民と行政が意見交換できる様々な広聴機会の充実を図ります。 ② 地域活動団体の情報発信への支援 ☀️ 地域活動をしている自治会、市民団体が効果的に情報発信を行えるよう、広報に関する出前講座の実施、市ウェブサイトやSNS等を通して支援します。

《関連する個別計画》 広報広聴戦略



広報媒体の3本柱（市報、ウェブサイト、LINE）

政策 1－3 多様な学びの支援

政策の基本方針

市民の学びが活発になることは、市民の暮らしの質の向上と地域全体の活性化につながります。多様な学びの実践と学びの成果を生活や地域活動に生かす市民の取組を支援し、だれもが心豊かに生きがいを持って社会に参加し、地域で活躍できる学びの環境を整えます。

現状と課題

- 人生 100 年時代を迎え、市民一人ひとりが生きがいをもって暮らしていくことができる環境づくりが求められています。趣味・教養の充実、社会的な問題意識や関心などをきっかけに、自ら主体的に学び、学びを生活や仕事、地域や社会の活動に生かすことに、大きな意義があります。
- 市では市民図書館をはじめ、ふれあい文化センターなどの公共施設のほか、生活環境、健康づくり、まちづくりなどの課題に応じた多様な学びの機会を提供しています。また、自治会活動や子どもを共に育てる「共育」での、市民主体の活発な地域活動への参加や参画も本市ならではの学びの機会となっています。
- 学びを始めるきっかけをつかむことが学びの第一歩であることから、市民図書館やふれあい文化センターを活用し、様々な形で多様な学びの機会の情報を提供することで、市民の学びへの関心・意欲を高めることが求められています。
- 市民が地域の身近な学びの場を通してつながりや絆を深めることで、市民主体の地域活動や協働のまちづくりの活性化につながることが期待されます。
- 市民図書館は、市民の生涯にわたる学びと暮らしに役立つ施設として、多くの市民から利用されています。更に市民が利用しやすくなるよう、利便性や魅力の向上が求められています。
- 市民図書館や学校で活動する読書ボランティアや、書架整理・事業支援を行う図書館サポーターなど多くの市民が活躍しており、今後の広がりも期待されています。乳幼児期から高齢者までの生涯学習を支えるには、これら市民ボランティアとの連携・協働が重要です。
- 学校図書館では「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を高め、児童生徒を中心とした読書習慣の定着や調べ学習の促進、情報活用力の育成を図ることが求められています。
- 新 50 年プランによる（仮称）地域共生交流施設内に図書館分室の設置を計画しており、市民図書館の一部が隣接施設の連携軸となるため、市民図書館の大規模改修を行う予定です。図書館の利便性の向上を図るとともに、市民の読書活動を継続できるよう、工事期間中の対応について検討する必要があります。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
生涯学習の場の提供に対する市民の満足度	52.4% 令和 6（2024）年度	 令和 12（2030）年度
生涯学習成果を社会に生かすことに対する市民の満足度	49.9% 令和 6（2024）年度	 令和 12（2030）年度
市民図書館利用者満足度	97.1% 令和 6（2024）年度	 令和 12（2030）年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

 マークは、春日市国土強靱化地域計画に関連する取組です。

新50 マークは、春日新50年プランに関連する取組です。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 多様な学びの 機会の提供	① 多様な学びの機会の情報提供 新50 ふれあい文化センターや市民図書館などの公共施設での学習機会、様々な地域課題に関する学習機会のほか、活発な市民の地域活動の情報を様々な媒体を通して提供し、市民の学びと学びを生かした活動につなげます。
2 つながりを通 じる学びの環 境づくり	① 学びを始めるきっかけづくり 新50 趣味・教養の充実、社会的な問題意識や関心などをきっかけに、自ら主体的に学び、学びを生活や仕事、地域や社会の活動に生かすことができるよう、市民が気軽に参加・参画できる事業等を通して、学びへの関心、意欲を高めます。 ② 地域活動につながる学びの機会の提供  新50 地域活動の紹介や体験機会の提供等を通して、個々の学びを通じて身に付けた知識や経験を地域活動の実践につなげます。 ③ 団体への支援と協働  新50 自発的な学習、知識や経験を活かした活動、青少年健全育成活動などを行う社会教育関係団体等の活動が更に活発になるよう支援するとともに、これらの団体等と連携・協働しながら、学びを通じたつながりを生かして、地域活動の活性化を図ります。
3 図書館活用の 推進	① 市民図書館の充実  新50 生涯の学びとくらしに役立つ施設として、読書活動、学習活動、情報収集等に更に活用できるよう、市民図書館のサービスの充実と利便性、魅力の向上に努めます。 ② 図書館活用による学びの支援 市民図書館、学校、地域等で活動するボランティア等と連携・協働し、ライフステージに応じた市民の図書館活用による学びを支援します。 ③ 学校図書館の充実 子どもの読書習慣、調べる力、情報活用力等をはぐくむため、学校図書館の読書センター・学習センター・情報センターとしての機能を高め、学校図書館サービスの充実と環境の整備を行います。

《関連する個別計画》 教育大綱、教育振興基本計画、エデュケーションかすが、子ども読書活動推進計画



春日市民図書館

政策 1－4 文化芸術の振興

政策の基本方針

文化芸術は、豊かな人間性をはぐくみ、人生に生きがいや活力を与える重要なものです。市民が心豊かに生活できるよう、文化芸術に親しむ様々な機会を提供します。また、市民が自ら取り組む文化芸術活動を支援し、活動を通して市民同士や地域のつながりが広がることで、魅力と活力にあふれるまちを目指します。

現状と課題

- 文化芸術の分野においては、社会環境の変化等により一時的に施設来館者数が減少していましたが、近年は回復傾向が見られます。今後も様々な文化芸術事業を通して、多くの市民が芸術文化に触れ、体験できる機会を提供していくことが重要です。
- コロナ禍を経て、文化芸術活動のあり方が変容しており、長期活動停止の影響による活動団体及び団体会員の減少が懸念されます。多くの市民が文化祭等の事業に参加しやすい形態を研究し、引き続き市民と協働した取組を進めていく必要があります。
- 音楽や舞台の鑑賞など、指定管理者による様々な文化芸術事業により、市民の文化芸術に触れる機会が充実しています。引き続き、多くの市民に多様な文化芸術に触れる機会を提供するとともに、誰でも参加できるような環境の充実を図る必要があります。
- ふれあい文化センターは、開館後 30 年を経過しており、施設の老朽化が進んでいます。多くの市民が安全に安心して施設を利用できるよう、改修等による施設整備を進めていくことが重要です。
- 社会情勢の変化により、教育や福祉など様々な場面で文化芸術の役割が大きくなっています。障がい者が地域社会の中で文化芸術に親しみ、活動に参加する機会の拡大においても文化芸術の果たす役割が重要となっていることから、日頃から文化芸術に触れる機会や生きがいを持って心豊かな生活を送ることが出来るよう、環境の整備を進めていく必要があります。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
文化芸術に触れる機会の充実に対する市民の満足度	46.7% 令和 6（2024）年度	 令和 12（2030）年度
ふれあい文化センター施設利用率	70.1% 令和 6（2024）年度	 令和 12（2030）年度
音楽の玉手箱事業実施件数	21 件 令和 6（2024）年度	 令和 12（2030）年度
春日市文化祭来場者数	10,067 人 令和 6（2024）年度	 令和 12（2030）年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

マークは、春日市国土強靱化地域計画に関連する取組です。

新50マークは、春日新50年プランに関連する取組です。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 文化芸術に親しむ機会の提供	① 文化芸術事業の充実 ふれあい文化センターでは、指定管理者の民間事業者としての能力やノウハウを活かし、ニーズに応じた様々なジャンルの文化芸術事業を引き続き展開します。 ② 気軽に音楽に触れる機会の提供 「音楽の玉手箱」による学校や地域、市役所などでのコンサートを実施するなど、多くの市民が気軽に上質な音楽に触れられる機会を提供します。 ③ 文化芸術情報の提供 市報やエイメッセ、SNSなどを活用して、文化芸術の情報を発信します。 ④ 文化施設の整備等  新50 ふれあい文化センターの施設改修を計画的に実施するとともに、(仮称)地域共生交流施設を含む市中央部エリア周辺整備により、さらなる魅力向上や文化活動の拠点として安全で利用しやすい環境を整備します。
2 市民の文化芸術活動の支援	① 文化芸術活動の発表の場の充実 文化祭やふれあい文化センター事業など、市民が文化芸術活動を発表する場の充実を図ります。 ② 市民文化団体の支援  新50 春日市文化協会などの市民文化団体の活動を支援し、文化を通じたつながりを広げ、市民の文化芸術活動の活性化を図ります。



音楽の玉手箱



かすが芸術祭

政策 1－5 スポーツ・運動の推進

政策の基本方針

スポーツ・運動は、心身の健康に大きく寄与するとともに、青少年の健全育成や地域社会の活性化など、多くの社会的意義があります。市民一人ひとりが自主的、主体的にスポーツ・運動に親しむことができるまちを目指します。

現状と課題

- 生涯をより豊かに過ごすためには、誰もが気軽に、継続的にスポーツ・運動に親しむことが大切です。全ての市民が、ライフステージに応じたスポーツ・運動を通して、健康・体力づくりを促進することが必要です。
- 総合スポーツセンターをはじめとして、市内にはスポーツ・運動を楽しむことができる多くの施設があります。また、市民がスポーツに親しむ機会として、スポーツフェスタなど、様々なスポーツイベントを展開しています。
- ラグビーワールドカップ 2019 日本大会の開催に伴い、春日市はアイルランド代表、フランス代表、カナダ代表を公認チームキャンプ地として受け入れました。多くのスポーツボランティアの協力のもと、大会を盛り上げることができ、この大会を、市民がスポーツに親しみ、国際理解を深める機会とすることができました。加えて、東京 2020 オリンピック・パラリンピックなど、大規模な国際スポーツイベントが開催され、市民のスポーツへの関心が高まりつつあります。
- 人口減少、少子高齢化が進行する中、市民が住み慣れた地域の中でいつまでも安心して暮らしていくためには、一人ひとりが、生涯にわたり健康であることが重要であり、健康の保持増進にはスポーツ・運動を習慣づけることが必要です。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
成人の週 1 回以上のスポーツ・運動の実施率	37.6% 令和 6 (2024) 年度	 令和 12 (2030) 年度
1 年間に、スポーツを支える活動に参加したことがある人の割合	7.0% 令和 6 (2024) 年度	 令和 12 (2030) 年度
1 年間に、スポーツを現地で観戦したことがある人の割合	31.5% 令和 6 (2024) 年度	 令和 12 (2030) 年度
1 年間に、スポーツイベント、大会に参加したことがある人の割合	13.0% 令和 6 (2024) 年度	 令和 12 (2030) 年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

～ 人づくり・地域づくり ～

 マークは、春日市国土強靱化地域計画に関連する取組です。

新50 マークは、春日新 50 年プランに関連する取組です。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	① スポーツ・運動を始めるきっかけづくり 市民がスポーツ・運動に親しむきっかけづくりとして、年齢や性別、障がいの有無に関わらず気軽に親しむことができるニュースポーツ※の普及、幅広い年齢層を対象とした様々な種目の体験教室の開催、スポーツに関する情報発信などに取り組みます。 ② スポーツ・運動を通じた健康増進の推進  どの年代からでも気軽にスポーツ・運動に参加できる機会を提供するとともに、スポーツ・運動を習慣づけるための取組を促進し、市民の健康増進を図ります。 ③ スポーツを通じた次世代の育成 国・県や関係団体と連携して若手アスリートの育成を進め、競技力向上を図ります。また、スポーツ協会と連携し、若い世代への多様な種目体験や市民への支援、有力選手の県民体育大会への派遣など、競技スポーツの推進に取り組みます。 ④ スポーツを見る機会の充実 トップアスリートを招いたスポーツ教室の開催や、トップレベルを目指す地元チームの支援、身近なスポーツ活動の情報発信などを通して、市民がスポーツを見る機会の充実を図り、スポーツ・運動に対する関心・意識の向上や地元への愛着の醸成を図ります。
2 スポーツ活動をささえる環境の充実	① 指導者の確保・資質向上 スポーツ関係団体や福祉関係団体と連携し、障がい者スポーツなど多様化するニーズに対応し、正しい知識と技能を習得した指導者の確保と資質向上に取り組みます。 ② スポーツボランティアの育成  スポーツボランティアが実際に活動できる場の情報提供や育成のための研修会等を充実させ、スポーツボランティアへの参加意識の醸成と育成を図ります。 ③ 民間企業等との連携  民間企業等と連携し、スポーツ・運動による健康増進や、誰もが参加できる生涯スポーツの普及につながる取組を推進します。 ④ スポーツ環境の充実  新50 市民の身近なスポーツ・運動の場を確保するため、総合スポーツセンターの指定管理者等と連携し、スポーツ関連施設の適切な管理運営と整備に取り組みます。
3 地域スポーツ活動の推進	① 地域間交流を促進させるスポーツ活動の推進  地域住民の交流を促進するため、スポーツフェスタの充実を図るとともに、スポーツ推進委員による支援などを通して地域スポーツ活動への積極的な支援を行います。 ② 部活動地域展開などの地域スポーツへの支援  スポーツ関係団体と連携し、中学校部活動の地域展開など、地域のスポーツ環境を支える体制の構築に取り組みます。

《関連する個別計画》 スポーツ推進基本計画、障がい者福祉長期行動計画

政策 1－6 文化財の保存・活用

政策の基本方針

かけがえのない財産である文化財を次世代へと継承するため、企画展示・体験学習・各種イベントなどの機会を通して市民の文化財に対する意識や関心を高め、市民との連携・協働による文化財の保存・活用を図ります。

また、文化財への市民の理解を深めることで、歴史に彩られたふるさと「春日」への愛着や誇りの醸成を図ります。

現状と課題

- 春日市には、国指定史跡である須玖岡本遺跡や日拝塚古墳、国指定特別史跡である天神山水城跡や大土居水城跡など、貴重な遺跡が数多くあります。住宅都市として発展してきた春日市では、史跡と市民との共住・共生を進め、史跡と調和した良好な住環境を創出することが求められています。
- 弥生時代の奴国の中心地とされる須玖岡本遺跡は、春日市民のシンボルとも言える存在であり、将来的には国指定特別史跡もしくは世界遺産となることを目指して、対外的な発信にも力を入れていく必要があります。
- 市内の土地開発や住宅建替に加え、都市計画道路長浜太宰府線整備事業の進捗に伴い、発掘調査数は増加傾向にあります。このため、計画的かつ速やかに発掘調査を行い、遺跡を適切に記録・保存することが求められています。
- 地域に残る貴重な民俗文化財については、近年の急激な社会構造の変化や継承する担い手の高齢化によって変容・衰退のおそれがあります。民俗文化財の記録・保存と継承のための取組が喫緊の課題となっています。
- 文化財は、人々の暮らしと密接に関係しながら、古代から受け継がれてきたものです。文化財を通して、市民が地域の特性や歴史を学ぶことにより、ふるさとへの愛着と誇りをはぐくんでいくことが求められています。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
歴史遺産や文化財の保全・継承・活用に対して市民が感じる重要度	75.6% 令和 6（2024）年度	 令和 12（2030）年度
歴史資料館の来館者数	25,319 人 令和 6（2024）年度	27,200 人 令和 12（2030）年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 文化財の記録・保存	① 文化財の記録・保存 文化財の保存に向け、発掘調査や民俗資料調査などを速やかに実施し、記録の作成を行います。 ② 文化財の調査・研究 新50 関係機関等の協力を得ながら、地域資源としての文化財の保存及び活用を図るための調査・研究を進めます。
2 文化財の整備・活用	① 文化財への理解の促進 奴国の丘歴史資料館等におけるイベントの開催や市報・SNSによる情報発信、学校教育への支援など、多様な手段・手法を活用して市民が文化財に触れる機会を提供することで、文化財に対する関心を高め、理解を促進します。また、対外的に「奴国の王都」などの発信に努めていきます。 ② 文化財を保存・活用するための環境整備 新50 文化財を適切に保存管理しながら、住環境との調和を図り、活用を進めていくために、国指定史跡※須玖岡本遺跡や国指定特別史跡水城跡、奴国の丘歴史資料館などの計画的な環境整備を進めます。文化財収蔵庫のあり方についても検討していきます。 ③ 市民との連携・協働による文化財の継承 新50 文化財について広く理解と認識を深め、景観、環境、教育、健康づくりなど様々な分野で、文化財を活用した市民との連携・協働を推進し、春日市の財産としての文化財の継承を図ります。

《関連する個別計画》 文化財保存活用基本計画、史跡須玖岡本遺跡保存活用計画、史跡須玖岡本遺跡整備基本計画、特別史跡水城跡(大土居・天神山) 保存管理計画、特別史跡水城跡(大土居・天神山) 整備基本計画



整備された大土居水城跡を見学する様子

政策 1－7 産業の振興

政策の基本方針

商工業をはじめとした産業の活性化は、地域の活気やにぎわいの創出、そしてまちの魅力の向上につながります。

商工業の振興により地域経済を活性化するとともに、多面的な機能を有する農地の活用を推進し、地域資源を活かした活力あるまちづくりを進めます。

現状と課題

- 日本経済は全体として緩やかな回復の兆しが見られますが、中小企業を取り巻く環境は、原材料価格の高騰や人手不足など以前として厳しい状況にあります。このため、国県や商工会と連携して、これまで以上に市内中小企業の経営基盤の安定化を図るための施策を実施するなど、地域経済を活性化させることが求められています。
- 経営者の高齢化、後継者不足により廃業する事業者が全国的に増加しています。事業者の減少はまちの活力の低下につながることから、将来を見据えて市内における新規創業や事業承継を支援していくことが求められています。
- 住宅都市である春日市における貴重な都市内緑地である農地は、年々減少傾向にあります。農地の多面的な価値に着目し、市民の環境意識の向上や生きがいの創出、住民交流など様々な目的で活用しつつ、春日市の農地環境を保全し、農地を市民農園として引き続き有効活用できるよう支援を行う必要があります。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
地元の商店・商店街の活性化に対する市民の満足度	35.7% 令和 6（2024）年度	 令和 12（2030）年度
経営発達支援計画に基づく創業計画支援を受け、創業まで至った件数（2018 年以降）	168 件 令和 6（2024）年度	累計 300 件以上 令和 12（2030）年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

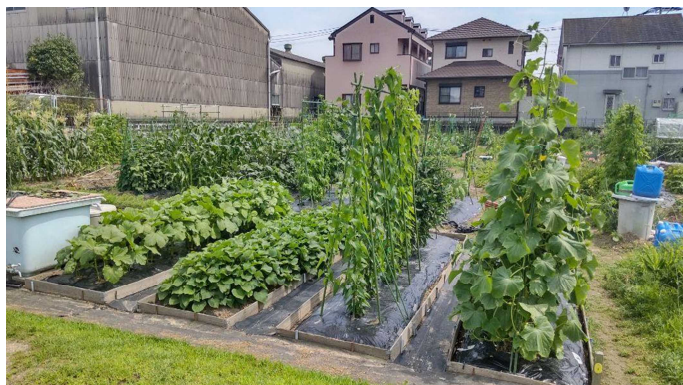
☀️ マークは、春日市国土強靱化地域計画に関連する取組です。

新50 マークは、春日新50年プランに関連する取組です。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 商工業の活性化	① 市内事業者への支援の充実 ☀️ 事業資金融資制度、信用保証料※補助及びイベント補助などの中小企業や商店会への支援を通して、市内事業者の経営安定化と商工業の活性化を図ります。 ② 新規創業支援及び事業承継支援の充実 国県や商工会と連携し、春日市内での新規創業の促進、創業事業者の活動支援、事業承継の支援を充実させることで、市内商工業の活性化を図ります。
2 農地の活用	① 市民農園の活用 新50 自然と調和した都市環境の維持保全を図るため、農地を市民農園として引き続き活用できるよう支援します。 ② 農地環境の保全 水田の耕作放棄防止、農地環境の美化及び地力の回復を目的として、景観形成作物（コスモス、れんげ、ヒマワリ及びなたね）の作付けを推進します。

《関連する個別計画》 創業支援等事業計画



市民農園

基本目標 2

安心して子育てができ、子どもがすくすくと 成長できるまち

子育て・教育

- 【政策2－1】 妊娠・出産・子育て支援の充実…………… 26
- 【政策2－2】 子どもの健全育成…………… 28
- 【政策2－3】 学校教育の充実…………… 30
- 【政策2－4】 共育（共に育てる）の充実…………… 32

政策 2－1 妊娠・出産・子育て支援の充実

政策の基本方針

核家族や共働き家庭、高齢出産の増加等により、妊娠・出産・子育て支援のニーズは、多様化、複雑化しています。

子育てを地域社会全体で支えることで、市民の妊娠・出産・子育てに係る不安を解消し、安心して生み育てることができる環境づくりを進めます。

現状と課題

- 核家族化、地域のつながりの希薄化等により、妊娠、出産、子育てに係る保護者の孤立化や負担の増加が問題となっています。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築するとともに、地域や関係機関と連携を図りながら、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを促進することが求められています。
- 共働き家庭やひとり親家庭の増加を背景に、保育ニーズの多様化が進んでいます。引き続き待機児童※がゼロとなるよう努めた上で、延長保育事業、一時預かり事業の実施などを通して、多様な保育ニーズに応えていくことが求められています。
- 令和 6（2024）年 1 月に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査によれば、定期的な教育・保育事業を利用している 3 歳未満の子どもの利用率は 35.2%から 39.1%に増加しており、利用希望は今後も増加することが見込まれます。一方で、全国的な保育士不足の影響は春日市内の保育所にも及んでおり、保育士確保のための方策が求められています。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所がない親の割合	就学前 5.4% 小学生 9.3% 令和 5（2023）年度	就学前 4.0% 小学生 8.0% 令和 12（2030）年度
産後退院してからの 1 カ月程度の助産師・保健師からの指導・ケアを十分に受けることができたと答えた人の割合	84.6% 令和 6（2024）年度	85.0% 令和 12（2030）年度
保育所の待機児童数	0 人 令和 6（2024）年度	0 人 令和 12（2030）年度
地域子育て支援拠点※の利用者数（乳幼児・保護者）	39,332 人 令和 6（2024）年度	62,000 人以上 令和 12（2030）年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

マークは、春日市国土強靱化地域計画に関連する取組です。
 新50 マークは、春日新 50 年プランに関連する取組です。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 母子保健の向上	① 妊婦健康診査、乳幼児健康診査の充実  妊娠期から母子の健康状態を確認し、必要に応じて医療機関を受診できる体制整備を図ります。 ② 乳児家庭全戸訪問の充実 出産後の全ての母子を訪問し、健康状態、生活状況を把握することで、子育ての孤立化を防ぐとともに、支援が必要な家庭への適切なサービス提供を図ります。 ③ 子どもの予防接種の充実  感染症等の予防のため、子どもの予防接種の接種率の向上を図ります。
2 子育て家庭の支援	① こども家庭センター※における支援の充実  新50 全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「春日市こども家庭センター」における支援の充実を図るとともに、既存の地域資源の把握やニーズに応じた地域資源の開拓により、地域内の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制の整備を図ります。 ② 子育て交流の場の提供  新50 地域子育て支援拠点において、乳幼児とその保護者同士の相互交流の場を設けるとともに、子育てに関する情報の提供、相談や助言などを実施します。 ③ 子育ての負担軽減 新50 地域子ども・子育て支援事業（ファミリー・サポート・センター※事業や子育て短期支援事業※等）を円滑に実施することで、仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、育児不安や育児疲れ等の軽減を図ります。 ④ ひとり親家庭への支援の充実 ひとり親家庭の個々の状況に寄り添った、きめ細やかな生活支援、就業支援、経済的支援を実施します。
3 保育環境の充実	① 0～2歳までの提供体制の拡充  0～2歳までの保育ニーズが高いため、認可保育所の定員増や認可保育所の年齢ごとの定員の見直し、幼稚園の認定こども園移行などの対策を進めます。 ② 保育士確保対策の充実 市内保育所の保育士を確保するため、他自治体の取組について情報収集し、保育士確保対策の充実に努めます。

《関連する個別計画》 子ども・子育て支援事業計画、こども計画、健康増進計画



保育の様子



子育て相談の様子

政策 2－2 子どもの健全育成

政策の基本方針

子ども一人ひとりが健やかに育つことができるよう、子どもの遊びと生活の場を提供できる環境づくりを進めるとともに、発達に課題のある子どもに対する支援の充実を図ります。

また、児童虐待※など子どもの健やかな成長・発達を損なうものから子どもを保護し、子どもの人権を守ることができる体制を整備します。

現状と課題

- 都市化の進展、共働き世帯の増加等から子どもの安全な居場所や遊び場が求められている状況の中、放課後児童クラブ※と児童センター※は、子どもの貴重な居場所となっており、子どもの健全育成のための施設としても大きな役割を担っています。今後も、子どもたちが様々な機会を通じて多くの人と接し、社会性を身に付けていくことができる環境づくりが求められています。
- 「発達障がい等」※に関する認知が高まり、特に早期発見や早期支援を求める傾向が強まっています。一方で、保護者が子の発達障がい等を受容するまでの経過は個人差があり、保護者や本人が必要と感じるタイミングで支援につなぐことができるよう、乳幼児期だけでなく、就学後も継続した支援が必要です。そのために、教育・保健・福祉・医療との連携を推進し、切れ目ない支援体制の強化が求められています。
- 虐待によって心身に重大な被害を受ける子どもが増加しています。虐待は外からは見えにくい家庭の中で行われていることが多いことから、虐待を未然に防止するために、子育てする人が家庭内や地域で孤立することがないように相談体制を一層充実する必要があります。
- 児童虐待をはじめとする様々な事情により支援を必要とする子どもを適切に保護するため、児童相談所や学校、保育所、警察、医療機関などの関係機関との連携を強化し、児童虐待等の発生防止と早期発見、早期対応に努める必要があります。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
放課後児童健全育成事業の待機児童数	0 人 令和 6 (2024) 年度	0 人 令和 12 (2030) 年度
児童センター利用者数(小学生以上)	50,205 人 令和 6 (2024) 年度	61,000 人以上 令和 12 (2030) 年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

 マークは、春日市国土強靱化地域計画に関連する取組です。

新50 マークは、春日新 50 年プランに関連する取組です。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 子どもの健やかな育ちの促進	① 放課後児童クラブの待機児童の解消、機能充実 放課後児童クラブ舎に加え、小学校の教室を柔軟に活用することで、待機児童数ゼロを維持します。また、子どもたちへの多様な体験や学習活動、多世代との交流等の場を提供するため、放課後子供教室との連携を図ります。 ② 児童センターの多種多様な事業展開 地域における子どもの居場所としての児童センターの役割を高め、子どもの発達段階に応じた様々な遊びや運動を提供することで、子どもの心身の健やかな成長、発達及び自立を支援します。 ③ 指定管理者制度※による効果的な運営  指定管理者の企画・運営力を最大限活かし、放課後児童クラブ及び児童センター事業の適正運営、サービスの充実、人員の確保等を行います。 ④ 幼保小連携※の推進 乳幼児期から小学校期への学びの連続性を踏まえながら、発達段階を考慮した円滑な接続・連携の充実を図ります。
2 子どもの発達支援	① 切れ目ない発達支援の推進 新50 福祉と教育の連携を図り、乳幼児から 15 歳までの発達に課題のある子どもとその保護者に対し、切れ目ない支援ができる体制を構築します。 ② 発達に課題のある子どもの保護者への支援 新50 発達に課題のある子どもの保護者が安心して子育てができるよう、ペアレント・プログラム※など、保護者が子どもの行動理解や子育ての仲間づくりができるための支援を充実させます。 ③ 特別支援保育・教育研修等の充実 市内幼稚園・保育所等の職員及び小中学校教職員に対する研修や、専門士が各施設を訪問し助言を行う巡回相談支援を充実させ、特別支援保育・教育の質の向上を図ります。
3 要保護児童※対策の推進	① 要保護児童の早期発見、早期対応  新50 児童虐待など様々な事情により保護を必要とする子どもを早期に発見し、適切な支援を行うため、児童相談所や学校、保育所、警察、医療機関などの関係機関との連携を強化するとともに、専門的な相談や必要な調査、訪問等を行うことができる体制を整備します。 ② 家庭における養育支援 新50 地域子ども・子育て支援事業などの地域資源を活用し、子ども、保護者及びその家庭を支援することで養育環境の安定を図ります。

《関連する個別計画》 子ども・子育て支援事業計画、障がい児福祉計画、障がい者福祉長期行動計画、こども計画

政策 2－3

学校教育の充実

政策の基本方針

児童生徒一人ひとりがいきいきと輝くことができるよう、学校教育の充実に取り組み、小学校から中学校までの9年間を通して、豊かな人間性、確かな学力、健康と体力、これら3つのバランスが取れた児童生徒の「生きる力」をはぐくみます。

また、児童生徒が安全・安心かつ快適に学習できる教育環境づくりを推進します。

現状と課題

- 令和の日本型学校教育が目指す「21世紀を生き抜く子どもが身につける資質・能力」を育むために「主体的・対話的で深い学び」※の視点からの授業改善を通じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実が求められています。
- いじめの防止、不登校児童生徒への支援、特別支援教育の充実を図るため、専門職を活用した相談・指導体制など、児童生徒が置かれている状況に応じた環境整備が求められています。
- 児童生徒の「生きる力」につながる豊かな人間性、確かな学力、健康と体力をはぐくむための教育を実践することが求められています。
- 児童生徒の自助意識、安全対応能力の向上を図るとともに、学校、家庭、地域、関係機関等の連携による安全対策を一層充実させる必要があります。
- 学校施設は児童生徒の学習・生活の場であり、災害時には地域住民の避難場所としての役割もあるため、安全確保が極めて重要です。学校施設の老朽化や児童生徒数の変動に対応し、教育に適した環境を維持するため、大規模改修などを計画的に進めることが求められています。
- GIGAスクール構想※を推進するにあたり、学校におけるICT基盤を充実していくことが求められています。
- 教員の働き方改革は、教員の健康を守り学校教育の質を維持向上するために不可欠です。学校が対応する課題が複雑化・困難化する中で、教員が専門性を発揮し、生き活きと子どもたちと接することができる環境の整備は、喫緊の課題です。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
全国学力・学習状況調査結果 小学生（国語、算数） 中学生（国語、数学、英語）	（全教科）全国平均以上 令和6(2024)年度	（全教科）全国平均以上 令和12(2030)年度
自分に、よいところがあると思 っている児童生徒数	児童 83.5% 生徒 82.2% 令和6(2024)年度	児童 85.0% 生徒 83.0% 令和12(2030)年度
全国体力・運動能力調査結果 （小5・中2）	（合計点）全国平均以上 令和6(2024)年度	（合計点）全国平均以上 令和12(2030)年度
学校教育の充実に対する市民 の満足度	72.7% 令和6(2024)年度	 令和12(2030)年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

 マークは、春日市国土強靱化地域計画に関連する取組です。

新50 マークは、春日新 50 年プランに関連する取組です。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 きめ細やかな指導体制の一層の充実	① 確かな学力の向上と課題解決力の育成  基礎学力、学習習慣の定着化を図るため、「指導の個別化」、「学習の個性化」を推進するとともに、家庭と連携して計画的な家庭学習を促進します。また、児童生徒が自ら課題を解決するために必要な力をはぐくむため、主体的・対話的で深い学びができるよう授業の改善・充実を行います。 ② いじめの防止等の徹底 「いじめ防止基本方針」に基づく、いじめの未然防止、早期発見、早期解決の取組を推進します。 ③ 不登校児童生徒の支援の充実 個別対応や相談しやすい体制の充実を図り、不登校の兆候が見られる段階からの早期対応に努めるとともに、日常的な学習支援を通して、中学校卒業後の進路の保障に努めます。 ④ 特別支援教育の充実 児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた教育環境の充実を図るとともに、教育と福祉が連携し、一体的で切れ目のない指導や支援を推進します。 ⑤ 学校 I C T 基盤の充実 G I G A スクール構想を推進するため、学習用端末の更新等、通信ネットワークの最適化や校務支援システムの活用を図ります。 ⑥ 幼保小連携の推進 乳幼児期から小学校期への学びの連続性を踏まえながら、発達段階を考慮した円滑な接続・連携の充実を図ります。
2 児童生徒の心と体づくりの推進	① 豊かな人間性の育成  全教育活動を通して、児童生徒の人権感覚や道徳性をはぐくみ、より豊かな人間性の育成に努めます。 ② 体力の向上と食育※の推進  児童生徒の心と体づくりを推進するため、体力・運動能力調査結果等を踏まえて各学校の体力向上プランの充実を図るとともに、学校給食を通じた食育により望ましい食習慣の定着を図ります。また、安全安心な学校給食を継続的に提供していく体制の安定を図ります。
3 安全・安心な教育環境づくり	① 安心して学び、暮らせる環境の整備  学校、家庭、地域、関係機関等が連携し、通学路安全点検などの防犯・安全対策を充実させるとともに、学校施設の大規模改修等の計画的な整備により、安全で快適な教育環境の確保を図ります。 ② 自助意識、安全対応能力の向上  避難訓練（防災・不審者対応）、交通安全教室、熱中症予防・救急救命講習、インターネットやスマートフォンの安全かつ適正な利用に関する講座などの授業を通して、児童生徒の自助意識・安全対応能力の向上を図ります。

《関連する個別計画》 教育大綱、教育振興基本計画、エデュケーションかすが、
学校施設長寿命化計画、公立学校情報機器整備事業に係る各種計画、
障がい者福祉長期行動計画

政策 2－4 共育（共に育てる）の充実

政策の基本方針

テストの点数や成績では測れない子どもの心の力・人間力（非認知能力）をはぐくむとともに学校、地域を取り巻く課題解決を図るため、学校、家庭、地域のそれぞれが、目標を共有し、役割と責任を分かち合いながら連携・協働し、共に育てる「共育」を持続・充実させます。

また、子どもの生きる力をはぐくむため、家庭や地域の教育力の充実を支援し、学校との連携・協働による共育の相乗効果を高めます。

現状と課題

- 学校・家庭・地域の三者が一体となって推進するコミュニティ・スクール※の取組が、学校を核とした共育の基盤形成につながっています。この取組が持続可能となるよう、より幅広い地域住民や団体の参画と三者の連携の強化が求められています。
- 委員の参画意識を一層高めるため、学校運営協議会※での熟議の内容を可能な限り学校運営に反映させる必要があります。
- 家庭は、子どもの豊かな情操や基本的な生活習慣、自制心を養い、自立心をはぐくむなど重要な役割を担っています。近年、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、保護者が身近な人から子育ての仕方を学ぶ機会が少なくなっていることから、更なる家庭の教育力の充実を図るため、保護者の学びの機会や交流の機会が求められています。
- 地域は、子どもたちが学校や家庭で体験できない様々な人との関わりや活動の機会を通して、豊かな人間性や地域への愛着をはぐくむ場所です。現在も地域では、子どもの居場所づくりや体験活動、異年齢集団による交流活動など、様々な子どもの健全育成活動が行われ、「地域の子どもは地域で育てる」という機運が高まっています。今後も引き続き、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを推進する必要があります。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
コミュニティ・スクールの認知度	51.4% 令和 6(2024)年度	55.0% 令和 12 (2030) 年度
地域学校協働活動に参画した地域住民の年間延べ人数	84,945 人 令和 6(2024)年度	110,000 人 令和 12 (2030) 年度
学校運営協議会の充実度	3.2／4.0 (点) 令和 6(2024)年度	3.3／4.0 (点) 令和 12 (2030) 年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 コミュニティ・スクールの充実	① コミュニティ・スクールの理解促進 これまでの実践で得られたコミュニティ・スクールの取組や今後の方向性を学校・地域と連携して積極的に発信し、「学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもを共に育てる春日市のコミュニティ・スクール」の趣旨への理解・共有を更に進めます。 ② コミュニティ・スクールの取組の充実 学校運営協議会での議論や三者連携カリキュラムの実施などを通じ、学校・家庭・地域・児童生徒による目的・課題・活動状況の共有、実践、取組の評価、改善を行うとともに、取組の拡充を狙いとした補助金の活用を促進することにより、各学校のコミュニティ・スクールの取組の充実を図ります。 ③ 学校・家庭・地域の連携協働体制づくり  地域コーディネーター※の配置・活用促進をはじめとする学校・家庭・地域の連携協働体制の充実を図るとともに、より幅広い地域住民や団体の参画を得ることにより、連携・協働の取組が持続可能な形で充実・発展するよう支援します。
2 家庭教育力の充実支援	① 家庭教育の学びや交流の場の充実  家庭の役割、家庭教育の重要性について、学ぶ場の提供や多様な手法による情報発信の充実に努めます。また、子育ての悩みや不安を相談できる交流の場の提供や、保護者間の仲間づくりを支援します。 ② 家庭における子どもの基本的生活習慣※の確立 学校と家庭が連携した睡眠教育（眠育）を推進し、家庭における子どもたちの基本的生活習慣の確立を支援します。
3 地域教育力の充実支援	① 放課後子供教室（アンビシャス広場）の充実 活動者への情報提供や研修会の実施などを通じ、地域住民が主体となって、子どもたちへ多様な体験や学習活動、多世代との交流等の場を提供する放課後子供教室の充実を図ります。 ② 地域の青少年育成活動の支援  青少年育成市民会議や子ども会育成会などの地域で青少年の育成活動に関わる団体の活動を支援し、地域ぐるみで子どもをはぐくむ環境づくりを進めます。 ③ 地域で子どもを育てる活動の促進  地域で行われる子どもたちの豊かな人間性や、地域への愛着をはぐくむ活動を促進するため、活動に関わる地域住民、団体等の情報共有や交流機会の充実を図ります。

《関連する個別計画》 教育大綱、教育振興基本計画、エデュケーションかすが、こども計画

基本目標 3

みんなで支え合い、誰もが健やかにいきいきと 暮らせるまち

健康・福祉

【政策3-1】	健康づくり支援の充実……………	36
【政策3-2】	高齢者支援の充実……………	38
【政策3-3】	障がい者支援の充実……………	40
【政策3-4】	地域共生社会の推進……………	42
【政策3-5】	人権が尊重される社会の推進……………	44
【政策3-6】	男女共同参画社会の推進……………	46
【政策3-7】	社会保障制度の適正な運営……………	48

政策 3－1 健康づくり支援の充実

政策の基本方針

生涯にわたり心豊かに暮らすためには、心身が健康であるとともに、健康寿命を延伸することが重要です。

全ての世代の人が自分に合った心身の健康づくりに取り組むことができるよう支援するとともに、健康づくりのための環境整備を推進します。

現状と課題

- 市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、生涯を通じて主体的に、健康づくりの促進や、疾病の発症・重症化予防、介護予防に取り組んでいくことが必要です。
- より多くの市民が「ライフコースへのアプローチ」※を踏まえて、スポーツ・運動や食育を通じた健康づくりに積極的に取り組むとともに、精神的豊かさ、家族や社会とのつながりが良好な状態であることも健康な状態と位置づけ、家庭や地域、職場等の社会全体での取組として広げていくため、健康づくり事業の充実が求められています。
- 市民一人ひとりが「食」に関する知識と「食」を楽しみながら交流し人間関係を豊かにすることで、心身の健康増進に努めることができるよう、食育を推進する取組が求められています。
- 高齢化の進行、独居や高齢者世帯の増加により、生活習慣病や認知症、心の病気などで医療や介護を必要とする高齢者が増えています。健康寿命を延ばすことができるよう、高齢者の身体的、精神的、社会的な特性を踏まえた高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する取組をさらに推進していくことが求められています。
- 感染症のまん延防止及び個人の重症化予防のため、予防接種法に基づく定期予防接種や市の独自の予防接種を実施していますが、接種を希望する人が接種の機会を逃さないよう、適切な情報提供と分かりやすい周知が必要です。
- 新たな感染症の発生は、社会全体に多大な影響を与えることから、有事の際には迅速で適切な情報提供を行い、対応することができる体制の構築が求められています。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
国民健康保険特定健康診査※の受診率	28.7% 令和 5 (2023) 年度 法定報告値	36.0% 令和 12 (2030) 年度 法定報告値
国民健康保険特定保健指導の実施率	49.2% 令和 5 (2023) 年度 法定報告値	61.0% 令和 12 (2030) 年度 法定報告値
国民健康保険特定健康診査受診者のうちメタボリックシンドローム※の該当者の割合	17.6% 令和 5 (2023) 年度 法定報告値	15.5% 令和 12 (2030) 年度 法定報告値

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

マークは、春日市国土強靱化地域計画に関連する取組です。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 健康づくり活動の推進	① スポーツ・運動の習慣化への支援  自分の健康は自分で守るという意識のもと、市民が自発的に健康づくりに取り組むことができるよう、運動を始めるきっかけづくりの提供や、運動を習慣化するための支援を行います。 ② 食生活改善の促進  食育への関心を高めるため、食生活改善推進会を中心に地域や学校と連携した取組を推進します。
2 健康寿命の延伸	① 健康診査の定期的な受診の推進  健康診査に関する周知・啓発を積極的に行い、受診率を向上させる取組を推進します。 ② 生活習慣を見直す機会の創出  疾病の早期発見、早期治療や生活習慣の改善を支援するため、保健事業等の取組を推進します。 ③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 高齢者一人ひとりに対しフレイル※等の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。
3 感染症対策の推進	① 感染症予防の推進  感染症のまん延を予防するため、感染症の基本的な知識と対策を市民に周知するとともに、予防接種の接種率の向上を図ります。 ② 感染症発生時の対応体制の確立  市民生活に重大な影響を及ぼす感染症が発生した際に、保健所等の関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応できる体制を確立します。

《関連する個別計画》 春日市いきいき健康づくり計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、スポーツ推進基本計画



特定健康診査の様子



食生活改善推進会の活動（市民みそ作り教室）

政策 3－2 高齢者支援の充実

政策の基本方針

全国的な高齢化の進行に伴い、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援に係るサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

高齢者やその家族が地域から孤立することを防ぎ、高齢者の健康づくりや住み慣れた地域での生活を市全体で支え合うまちを目指します。

現状と課題

- 春日市の高齢化率は、全国や県の平均値と比較すると低い状況ではありますが、年々上昇しており、令和 8（2026）年 2 月末時点で 24.26%となっています。
- 認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に加え、老々介護や介護の担い手不足などの課題も顕在化しています。このような状況の中、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、高齢者への生活支援と介護予防の充実に総合的に取り組んで行くことが求められています。
- 高齢者の増加や在宅介護の長期化などから、介護者の負担軽減が課題となっています。介護の問題を家族だけで抱え込むことがないように相談体制を充実するとともに、介護者の負担軽減に向けた取組を進めることが求められています。
- 高齢化の進行と介護サービスの利用増加に伴い、介護給付費は年々増加していく状況にあります。介護保険制度を安定的に運営するために、介護認定と給付の適正化を進めながら、高齢者の介護予防と自立支援に向けた取組を行うことが必要です。
- 高齢者の社会参加は、生きがいづくりだけではなく、介護予防や閉じこもり防止にも効果的です。高齢者一人ひとりの経験や能力、価値観やライフスタイル等に応じ、地域貢献や就労ができる多様な機会を提供することが求められています。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
要介護・要支援認定を受けている人の割合	16.53% 令和 6(2024)年度	19.02%を上回らない 令和 12(2030)年度
介護予防事業参加数 (延べ人数)	34,369 人 令和 6(2024)年度	40,000 人以上 令和 12(2030)年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

 マークは、春日市国土強靱化地域計画に関連する取組です。
新50 マークは、春日新 50 年プランに関連する取組です。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 高齢者の介護予防・自立支援の推進	① 介護予防に取り組みたいと思える環境づくり 新50 地区公民館や公共施設等を活用した様々な介護予防の取組を展開し、高齢者が主体的に介護予防に取り組みたいと思える環境づくりを進めます。 ② 心身の状況に応じた自立支援の推進 要支援から要介護 1 の軽度者に対し、行政や医療・介護などの関係機関が多職種で専門的に支援し、重度化防止と心身の状況に応じた自立を支援します。
2 在宅高齢者福祉の充実	① 相談体制の充実  高齢者やその家族等の様々な相談に適切に対応するため、地域包括支援センターを設置し、関係機関等との連携の推進と相談体制の充実を図ります。 ② 権利擁護※等に関する相談支援及びネットワーク体制の推進  新50 認知症などにより判断能力が低下した高齢者の権利侵害に迅速かつ適切に対応するため、医療・介護・福祉に加え法律の専門家など関係機関と連携し、相談・支援のネットワーク体制の推進を図ります。 ③ 認知症高齢者とその家族の支援体制の推進  認知症の知識や対応の仕方の普及啓発や、認知症の早期発見・早期対応のための専門的な支援体制の充実、地域での見守り体制の充実などにより、認知症高齢者やその家族が地域で孤立しないための支援体制の推進を図ります。 ④ 一人暮らし高齢者の見守り体制等の構築 今後、一人暮らし高齢者の増加が見込まれており、孤立死の防止や一人暮らしでも地域で安心して生活していくことができる見守り体制等の構築に努めます。 ⑤ 社会情勢の変化に応じた高齢者福祉サービスの提供 国の介護保険制度の改正や高齢者を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応し、ICT等を活用しながら継続的な高齢者福祉サービスの提供を行います。
3 介護保険サービス提供体制の確保	① 介護保険サービス提供体制の確保 新50 介護が必要な方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護保険サービスの提供体制を確保します。 ② 認定及び給付の適正化の推進 介護保険制度の安定的な運営を図るため、公正な介護認定に努めるとともに、給付の適正化事業や介護サービスの質の向上を図ります。
4 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進	① 高齢者の交流・社会参加の機会の提供  新50 自治会の「ふれあい・いきいきサロン」やシニアクラブ、シルバー人材センター等の活性化を通じて、高齢者の居場所づくりや交流・社会参加の機会を広げます。 ② 地域等での介護予防に関する支援活動の推進  新50 様々な高齢者がその経験や個性を活かせる活動の場に参加できるよう、各種ボランティア活動等の継続に向けた育成及び支援を推進します。

《関連する個別計画》 高齢者福祉・介護保険事業計画、地域福祉計画、スポーツ推進基本計画

政策 3－3

障がい者支援の充実

政策の基本方針

障がいの有無にかかわらず、全ての市民がお互いかけがえのない個人として尊重し合う共生社会の実現が望まれています。

障がいのある人もない人も、ともに社会の一員として社会参加し、活躍できるまちを目指します。

現状と課題

- 障がい者やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、障がい者の自己決定を尊重し、本人の意思や状況に応じた適切なサービスを提供するとともに、相談体制の充実やバリアフリーの推進など、障がい者の日常生活を支えることができる体制を整備することが必要です。
- 障がい者本人や介護者である家族の高齢化に伴い、家族が亡くなった後の障がい者の生活についての不安が増大していることから、障がい者が一人でも安心して生活することができるサービス基盤の充実が求められています。
- 障害者差別解消法の制定や障害者雇用促進法の改正により、合理的配慮の提供が義務化され、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することが求められています。
- 障がい者が、生きがいをもって生活することができるよう、地域活動、スポーツ・文化芸術活動などを通して気軽に社会参加ができる環境の整備が求められています。
- 障がい者が、自立した日常生活を送ることができるよう、就労の支援、障がい者雇用の促進が求められています。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
障がい者に対する市民の理解と社会参加に関する市民の満足度	47.6% 令和 6（2024）年度	 令和 12（2030）年度
福祉施設から一般就労に移行した障がい者数	19 人 令和 6（2024）年度	24 人 令和 12（2030）年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

マークは、春日市国土強靱化地域計画に関連する取組です。
新50 マークは、春日新50年プランに関連する取組です。

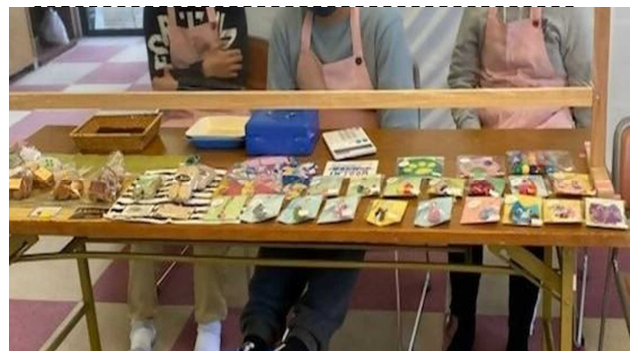
政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 障がい者が地域で安心して暮らすための支援の充実	① 相談支援体制の充実  新50 障がい者やその家族が身近な地域で気軽に相談支援を受けることができるよう、障がい者等の相談に総合的に対応する基幹相談支援センター※を中核に相談支援体制を充実させます。 ② 障がい者の保健・福祉サービスの充実 障がい者自らの決定に基づく自立した生活を支援するため、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた適切な保健・福祉サービスの充実を図ります。
2 障がい者の社会参加の推進	① 雇用・就業の支援 障がいの種類にかかわらず、障がい者が自立し、生きがいをもって暮らしていくことができるよう、障がい者の雇用の場の確保や就労支援の充実を図ります。 ② スポーツ活動、文化芸術活動等への参加促進  新50 スポーツ活動、文化芸術活動をはじめ、あらゆる分野で障がい者が社会参加しやすい環境づくりの推進を図ります。 ③ 意思疎通支援の充実 意思疎通が困難な障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がいの特性に応じて、意思疎通手段を確保できるよう、支援の充実を図ります。
3 障がい者の権利擁護の推進	① 権利擁護の推進及び虐待の防止  新50 障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図るとともに、障がい者の虐待を防止するため、様々な関係機関と連携し、相談及び支援のネットワーク体制の推進を図ります。 ② 障がいを理由とする差別の解消  障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約しないよう、障がいを理由とする差別の解消と合理的な配慮の推進を図ります。

《関連する個別計画》 地域福祉計画・地域福祉活動計画、障がい者福祉長期行動計画
障がい福祉計画及び障がい児福祉計画、スポーツ推進基本計画



就労継続支援B型事業所で制作した作品



就労継続支援B型事業所による物品販売

政策 3－4

地域共生社会の推進

政策の基本方針

人々の暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域生活における課題も複合化、複雑化しています。

地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、相互に顔が見える人間関係を築き、支え合いながら、全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会※の実現を目指します。

現状と課題

- 少子高齢化の進行や核家族・単身世帯の増加などの社会構造の変化を背景として、地域・家庭における支え合いの基盤が弱まってきています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域の人間関係を構築し、共助の意識を高めていくことで、日頃の見守りや災害時など緊急時の助け合いにつなげていくことが重要です。
- 地域では、自治会、民生委員・児童委員※、社会福祉協議会など様々な主体が活動し、地域福祉の取組が進められています。地域の福祉力向上のためには、これらの活動主体が連携し、その活動が活性化するとともに、多くの市民が地域福祉の担い手として活動することが求められています。
- 近年、8050 問題※としてクローズアップされた引きこもりをはじめ、貧困、虐待、いじめ、不登校、育児疲れ、介護疲れといった問題が複合化した生活上の課題を抱える人が増えていきます。こうした人は、社会的に孤立しているケースが多く、課題を抱えていることに周りから気づかれにくい状態にあります。支援を必要とする人を早い段階で把握し、抱える課題の解決につなげるため、既存の福祉分野を超えて、市民一人ひとりの生活課題に寄り添い、総合的な支援体制を整備することが求められています。
- 国際化、グローバル化を背景に、我が国では在留外国人の更なる増加が見込まれています。国籍や民族などが異なる人々がお互いの違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生活できる社会の実現が望まれています。
- かすが新 50 年プランに基づき、市中央部（スポーツセンター、ふれあい文化センター周辺）に、市内の福祉施設などを移転集約し、地域共生社会の実現や市民活動と交流の活性化に繋がる拠点となる複合施設「(仮称) 地域共生交流施設」の整備を進めています。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
「たまに立ち話をする程度」以上の近所づきあいをしている市民の割合	38.6% 令和 7 (2025) 年度	60.0% 令和 12 (2030) 年度
暮らしの中でおこる生活上の問題で、高齢者や障がい者に対して住民同士で協力することが必要と考える市民の割合	43.1% 令和 7 (2025) 年度	 令和 12 (2030) 年度
保健・福祉の情報提供・相談体制に対する市民の満足度	21.0% 令和 7 (2025) 年度	 令和 12 (2030) 年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

マークは、春日市国土強靱化地域計画に関連する取組です。

新50マークは、春日新50年プランに関連する取組です。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 地域福祉の推進	① 「地域共生社会」実現に向けた意識の醸成 マーク 「地域共生社会」の意味を市民一人ひとりが理解し、「我が事」として参画し、「丸ごと」つながっていかうとする意識の醸成に努めます。 ② 地域力の強化 マーク 新50 ご近所のつながり活動※など地域の見守り活動を充実させるとともに、地域の福祉活動に協力できる人材や地域ボランティア等の担い手の育成・確保に努めます。 ③ 地域を基盤とする包括的支援の強化 マーク 新50 年齢や状況を問わず、生活上の課題を抱える全ての人が、そのニーズに応じた適切な相談や支援が受けられる体制の構築について検討していきます。 ④ 地域共生社会の実現と市民活動と交流の活性化のための拠点の整備 新50 市内の福祉施設などを集約し、地域共生社会の実現や市民活動と交流の活性化に繋がる拠点となる複合施設「(仮称) 地域共生交流施設」の整備を進めます。
2 生活困窮者対策の推進	① 生活困窮者自立相談窓口の認知度の向上 新50 生活上の課題を抱える生活困窮者が早い段階で相談できるよう、生活困窮者自立相談窓口とその支援内容の周知を強化し、窓口の認知度を向上させます。 ② 相談支援事業の充実 マーク 新50 支援を必要とする市民が孤立することがないように関係機関と連携し、相談支援事業を充実させます。
3 複合的な生活課題への総合的な支援	① 総合的な支援のための体制の整備・充実 マーク 新50 自殺対策、ひきこもり対策、虐待対策、多文化共生※の推進など、既存の福祉分野を超えて総合的な支援を要する課題について、関係団体や関係機関と緊密な連携を図り、解決を図ることができる体制を整備するとともに、総合的な支援体制の担い手となる団体、関係機関の育成を推進します。

《関連する個別計画》 地域福祉計画・地域福祉活動計画、春日市健康いきいきづくり計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、市中央部市民活動交流拠点複合施設基本構想及び土地利用基本構想等



地域の支え合い活動（地域支え合いマップ作り）



(仮称) 地域共生交流施設のイメージ図

政策 3-5 人権が尊重される社会の推進

政策の基本方針

人権とは、「人が人として生きる権利」です。人が生まれながらにして自由かつ平等であるという人類普遍の原理に基づく権利であり、全ての人々に保障されています。

市民一人ひとりが尊重され、多様性を認めあい、あらゆる差別のないまちを目指します。

現状と課題

- 春日市では、「春日市人権を尊ぶまちづくり条例」に基づいて、人権意識の向上や相談体制の充実などに取り組んできましたが、春日市が実施した最新の人権問題に関する市民意識調査の結果では、差別や人権侵害を受けたと感じた市民の割合が増えています。このことから、今後も、基本的な人権に対する正しい理解を促進し、自他を尊重する意識のもと、自己有用感や帰属感が高められるよう、継続的な働きかけを行うことが必要です。
- 現在においても、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者（LGBT）等の人権に関する問題や同和問題は、依然として存在しています。また、インターネットを悪用した人権侵害や、性的少数者、犯罪被害者、刑を終えて出所した人などへの無理解や人権侵害、様々な場面でのハラスメント（嫌がらせ、いじめ）などの人権問題への取組も必要となっています。
- 我が国では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（いわゆる「ヘイトスピーチ※解消法」）及び「部落差別の解消の推進に関する法律」のいわゆる人権三法が制定されており、社会全体で人権問題に取り組もうという機運がますます高まっていることから、人権教育と人権啓発がより一層重要なものとなっています。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
人権問題に対して関心がある市民の割合	69.5% 令和 5（2023）年度	 令和 12（2030）年度
差別や人権侵害を受けたと感じた市民の割合	55.9% 令和 5（2023）年度	 令和 12（2030）年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

マークは、春日市国土強靱化地域計画に関連する取組です。

新50マークは、春日新50年プランに関連する取組です。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 人権意識の向上	① 人権に関する啓発及び研修の充実 新50 「あらゆる差別のないまちづくり」の実現のためには、市民の人権意識の高揚と豊かな人権感覚の育成が不可欠であるため、人権に関する啓発や研修、講演会を充実させていきます。 ② 人権教育の充実 新50 学校の教育活動全体を通じた人権教育だけではなく、就学前からの人権教育を推進し、幼少期からの豊かな人権感覚の育成に努めます。
2 人権擁護推進体制の充実	① 様々な人権侵害、人権問題への対応 新50 インターネットを悪用した人権侵害や性的少数者（LGBT）への差別などの、様々な人権侵害、人権問題に対応できるよう、相談窓口体制の充実を図ります。 ② 人権擁護の推進組織、関係機関との連携強化 新50 様々な人権侵害の被害者を救済するため、人権擁護委員※や保護司※、法務局、福岡県人権啓発情報センター、筑紫地区人権・同和行政推進協議会などの様々な推進組織、関係機関との連携を強化し、相談しやすい環境づくりを推進します。

《関連する個別計画》 人権教育及び人権啓発推進実施計画



人権擁護委員による人権啓発活動



人権の花 ひまわり

政策 3－6 男女共同参画社会の推進

政策の基本方針

誰もが互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、社会のあらゆる分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を推進します。

現状と課題

- 春日市が実施した最新の男女共同参画に関する市民意識調査の結果では、家事全般をするのは自分であると回答した女性は 80.6%であり、男性の 72.8%はパートナーと回答しており、家庭内にはいまだに固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。家庭や地域において、男女がともに自立し、支え合うことができる環境づくりが求められています。
- 地域活動や就業分野における女性の参画が進んでいますが、役職への就任が十分ではないなど、女性が活躍できる環境づくりの一層の推進が求められています。様々な分野で男女が個性と能力を十分に活かすためには、慣行の見直しや仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、若い世代への啓発など、男女の活躍を促進する取り組みが求められています。
- 配偶者等や交際相手からの暴力（DV、デートDV）、妊娠や出産、育児休暇等に関するハラスメントに対する相談が増加しています。新たな被害を防ぐためにも被害者が相談しやすい体制と、地域で被害を未然に防いでいくことができる環境づくりが求められています。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
職場で「男女の地位が平等である」と感じる市民の割合	25.3% 令和 6(2024)年度	 令和 12 (2030) 年度
家庭生活で「男女の地位が平等である」と感じる市民の割合	27.2% 令和 6(2024)年度	 令和 12 (2030) 年度
配偶者や恋人関係にあった人から暴力を受けた経験のある市民の割合(過去 3 年間)	12.2% 令和 6(2024)年度	 令和 12 (2030) 年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

マークは、春日市国土強靱化地域計画に関連する取組です。

新50マークは、春日新50年プランに関連する取組です。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 ジェンダー※ 平等の推進体 制の充実	① ジェンダー平等に関する理解の促進 マーク新50 市民のジェンダー平等に関する意識や関心を高めるため、市民団体など、関係機関との連携を強化し、若い世代へ向けた啓発等、SNSを活用した男女共同参画に関する情報提供、制度の周知を充実させます。 ② 固定的性別役割分担意識の解消 新50 「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識を解消するため、特に男性や子育て世代を対象とした啓発、講座等の取組を行い、ジェンダー平等への意識改革を推進していきます。
2 女性の活躍の 促進	① 各種団体等に対する女性の活躍の促進 新50 各種団体等の性格、規模等に応じ、方針決定過程への女性の参画を支援します。 ② 家庭と仕事を両立できる環境の整備 新50 育児・介護休業取得の啓発・促進や事業所に対する支援などを通して、ワーク・ライフ・バランスの視点に基づき、男女が共に能力を活かし、責任を分かち合う環境づくりを推進します。 ③ 地域の中での女性活躍の推進 新50 各地区自治会と連携したジェンダー平等の啓発や女性の担い手確保を支援します。 ④ ハラスメントのない環境づくりの推進 新50 全市的な啓発を行うとともに、関係機関と連携して企業等への情報提供や研修等への支援を行います。
3 配偶者等から の暴力の根絶	① 暴力の根絶に向けた市民の意識向上 マーク新50 DVやデートDVを根絶するため、市民向けの講演会や、若年層向けの啓発を充実し、暴力を許さないという市民の意識向上を図ります。 ② DV相談、支援体制の充実 新50 DV等被害者の相談体制を充実させ、警察や配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関と連携した支援を図ります。

《関連する個別計画》 人権教育及び人権啓発推進実施計画、男女共同参画プラン



ライフデザイン講座（無意識バイアスへの対処法）

政策 3-7 社会保障制度の適正な運営

政策の基本方針

将来にわたり、全ての市民が健康で文化的な暮らしを営み、安心して自立した生活を送ることができるよう、社会保障制度の理解促進と健全かつ適正な運営に努め、市民が必要なときに必要な社会保障を受けることができる社会を維持します。

現状と課題

- 医療の高度化や高齢化の進展等により、医療費は増加傾向にあることから、必要な財源を確保するとともに、適正受診・適正給付や保健事業といった医療費の適正化に向けた取組を進めることで、保険制度の安定的な運営を図る必要があります。また、国が進めるマイナンバーカードの保険証利用（マイナ保険証）や社会全体でこども・子育て世帯を応援していくための財源となる「子ども・子育て支援金」などの制度改正に適切に対応していく必要があります。
- 保健の向上と福祉の増進を目的とした公費医療費支給制度（こども医療費支給制度、重度障害者医療費支給制度及びひとり親家庭等医療費支給制度）は、高校生世代までの窓口負担を無料化しました。今後も子育て世帯の経済的負担の軽減や制度の安定的運営などを図っていく必要があります。
- 春日市の生活保護の受給世帯数は、横ばいの傾向にありますが、高齢化の進展により、高齢者世帯の割合は増加傾向にあります。生活に困窮している人に対しては、その困窮の程度に応じて必要な保護を行うとともに、自立に向けて就労支援や健康管理支援の充実などが求められています。
- 国民年金制度は、若年層を中心に年金制度の意義が十分に理解されていない状況にあります。障がいを負ったとき、高齢になったときなどの生活の安定を確保するため、国民年金制度の周知啓発と適正な事務処理に努める必要があります。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
国民健康保険税徴収率	97.24% 令和 5（2023）年度	97.24% 令和 12（2030）年度
後期高齢者医療保険料収納率 （現年度分）	99.84% 令和 5（2023）年度	99.84% 令和 12（2030）年度
国民健康保険被保険者 1 人当たりの医療費が低い県内市町村の順位	60 団体中 4 位 令和 5（2023）年度（速報値）	60 団体中 4 位 令和 12（2030）年度
後期高齢者医療被保険者 1 人当たりの医療費が低い県内市町村の順位	60 団体中 29 位 令和 5（2023）年度（速報値）	 令和 12（2030）年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 国民健康保険・後期高齢者医療制度の適正な運営	① 国民健康保険・後期高齢者医療制度の安定的な運営 被保険者が安心して医療が受けられるよう、財政の健全性を確保するなど、制度の安定的な運営に努めます。 ② 医療費適正化の推進 レセプト※点検、療養費の適正支給を確認するための患者調査、ジェネリック医薬品※の普及等や効果的な保健事業の実施により、医療費の適正化を推進します。 ③ 制度改正への適切な対応 医療制度の更なる効率化のために国が進めるマイナンバーカードの保険証利用（マイナ保険証）や社会全体で子どもや子育て世帯を応援していくための財源となる「子ども・子育て支援金」などの制度改正に適切に対応し、市民の理解が進むよう、十分な広報を行います。
2 公費医療制度の適正な運営	① 公費医療費支給事務の適正かつ円滑な実施 受給資格認定事務や医療費支給事務を適正に行うとともに、事務を効率化し、円滑な実施に努めます。 ② 制度の安定的な運営 子育て世帯の経済的負担の軽減や制度の安定的運営などを図ります。
3 生活保護制度の適正な運営と自立支援	① 相談業務の充実 面接相談員を配置し、生活保護相談体制の充実を図るとともに、重層的支援体制整備事業と連携し、相談者の支援に努めます。 ② 生活保護制度の適正な運用 生活保護の適用が必要な場合は速やかに対処するとともに、訪問活動、資産状況や病状等の調査を行い、適正な保護の実施に努めます。 ③ 生活保護受給者の自立支援  経済的自立を支援するために就労相談員を配置し、生活保護受給者の意向や適性に応じた支援を実施します。また、健康管理支援相談員※を配置し、個別に保健指導を行うことで健康状態の改善を図ります。
4 国民年金制度の適正な運営	① 年金制度の啓発と国民年金保険料の納付勧奨 年金制度の啓発に努め、保険料の納付勧奨等を適正に実施します。 ② 年金の適正受給の推進 年金給付制度の周知を図るとともに、適切な相談、請求受付の実施により、適正な受給につなげます。

基本目標 4

良好な住環境の中で、安心して快適に 暮らせるまち

都市整備・安全安心

【政策4－1】	良好な住環境の確保……………	52
【政策4－2】	交通体系の整備・維持……………	54
【政策4－3】	上下水道の維持・保全……………	56
【政策4－4】	憩いの空間の整備・維持……………	58
【政策4－5】	環境保全と循環型社会の推進……………	60
【政策4－6】	防災体制の充実……………	62
【政策4－7】	暮らしの安全の確保……………	64

政策 4－1

良好な住環境の確保

政策の基本方針

地域の特性に合わせて、調和のとれた都市空間・都市景観の形成を推進するとともに、空き家の対策や市営住宅の整備を推進することで、誰もが安全で快適に暮らすことができる良好な住環境を将来にわたって維持していきます。

現状と課題

- 春日市は、これまで、急激な人口増加を抑制する観点から、容積率※の低減や高度地区※の指定、地区計画などにより建築物の規模や高さを抑制してきましたが、少子高齢化の進展や人口減少など社会情勢の変化に対応するため、都市計画の大幅な見直しを進めています。
- 立地適正化計画における都市機能誘導区域※である中心拠点周辺、市民活動交流拠点周辺、博多南駅周辺において、住環境に配慮しつつ、各区域の特性に適した施設が立地できるよう、都市計画の見直しを検討する必要があります。
- 西鉄春日原駅周辺において、魅力ある駅前空間の形成と生活に豊かさを与える都市機能の集積を推進し、多様な世帯が居心地よく暮らしやすいまちなみの形成を目指す「かすが都心エリア建替え促進プロジェクト」を進めています。
- 第一種低層住居専用地域では敷地面積の最低限度（165 ㎡）を設けていますが、地価上昇や住宅ニーズの変化などを踏まえ、この基準が現在の社会情勢や住民ニーズに適しているか検討が必要な状況にあります。
- 地価上昇の影響から、駅からの距離が近く、通勤や通学に便利な立地には、コンパクトな住宅建設が多くなってきていますが、プライバシーや日照権の侵害、火災発生による延焼のリスクなど、新たな課題への対応が求められています。
- 市南部の市街化調整区域については、県との連携を図りながら、土砂災害の防止に注力するとともに、令和 7 年度にこの区域の一部について、データセンターの立地を可能とする地区計画の変更を行ったところであり、引き続き、将来的な土地利用の方向性について、県や関係者との協議・検討を進めていく必要があります。
- それぞれの地域の特性に応じた土地利用にきめ細やかに対応するため、市民自らの創意工夫による特色ある街づくりを推進し、「春日市地区街づくり条例」に基づき、市民の発意と合意による地区街づくりを支援しています。
- 土地の面積や境界を明確にするための地籍調査※では相続登記義務化など所有者不明土地対策が進む一方、所有者の高齢化や土地価格の上昇による権利意識の高まりから境界確定に時間を要しています。道路整備事業などと連携し、効果的・効率的な調査実施が求められます。
- 少子高齢化や住宅の老朽化により空き家が増加しており、適切に管理されない空き家は安全・環境・景観面でさまざまな問題を生じさせるため、適正管理と利活用の推進に総合的に取り組む必要があります。
- 住宅困窮者のセーフティーネットである市営住宅は、平成 23（2011）年度から進めてきた全棟建て替えが令和 8（2026）年度に完了予定で、完了後は長寿命化に向けた予防保全的管理・改善を計画的に進めていく必要があります。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
市民の居住意向（住み続けたい）	88.6% 令和 6（2024）年度	 令和 12（2030）年度
良好な住環境の形成に対する市民の満足度	57.7% 令和 6（2024）年度	 令和 12（2030）年度
地籍調査事業の進捗率	66.1% 令和 6（2024）年度	72.0% 令和 12（2030）年度
特定空家等※の認定件数	4 件 令和 6（2024）年度	2 件以下 令和 12（2030）年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

 マークは、春日市国土強靱化地域計画に関連する取組です。

新50 マークは、春日新 50 年プランに関連する取組です。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 都市空間の形成	① 都市計画に係る規制の見直し  新50 人口減少社会による都市の活力低下を防ぐため、市民生活への影響を考慮しながら、容積率、高度地区等の都市計画の見直しを進めてきます。 また、第一種低層住居専用地域の敷地面積の最低限度が今後の社会情勢や住民ニーズに適しているか、狭い敷地に建築される狭小住宅に係る課題や将来にわたる影響を整理し、戸建て住宅のあり方を検討します。 市街化調整区域については、引き続き、適正な土地利用につながるよう県や関係者との協議・検討を進めます。 ② 地区街づくりの支援 「春日市地区街づくり条例」に基づいて、地域の特性に合わせた良質なまちづくりを推進します。 ③ 調和のとれた住宅市街地の形成  開発行為等整備要綱を適切に運用し、安全で快適な住環境の形成を推進します。 ④ 地籍調査の推進  土地の面積や境界を明確にするとともに、市民の財産保全、境界紛争の防止及び災害復旧の基礎資料として活用するため、地籍調査を推進します。
2 景観の形成	① 良好な都市景観の形成 新50 景観条例・景観計画に基づき、良好な景観や居住環境の形成を促進します。 ② 違反広告物の撤去 秩序ある景観を保つため、地域住民と市が一体となって違反広告物の追放を推進します。
3 空き家対策の推進	① 空き家の適正管理意識の向上  空き家の所有者や、所有者の代わりに空き家を管理する親族や代理人又は将来相続する可能性のある人に対し、空き家の適正管理や利活用の啓発に努めます。 ② 空き家の利活用の促進 関係団体と連携し、相談体制を充実させるとともに、不動産の流通が活発な春日市の特性を活かして、所有者の意向に沿った空き家の利活用や維持管理を支援します。 ③ 特定空家等及び管理不全空家等に対する措置  地域住民の生活環境を著しく阻害している特定空家等やそのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれのある管理不全空家等に対し、助言・指導、勧告、命令、代執行※の法的措置に取り組みます。
4 市営住宅の整備	① 市営住宅の全棟建替及び計画的な修繕  入居者の安全性、居住水準を確保するための全棟建替を行います（令和 8 年度完了予定）。建替完了後は長寿命化に資する定期点検を充実させ、計画的な修繕・改善に努めます。 ② 住宅セーフティーネットとしての市営住宅管理  住宅の困窮度が高い人に的確に市営住宅を供給できるよう適正な管理に努めます。

《関連する個別計画》

都市計画マスタープラン、立地適正化計画、
景観計画空家等対策計画、市営住宅長寿命化計画

政策 4－2 交通体系の整備・維持

政策の基本方針

計画的に道路整備を進め、誰もが安全で快適に通行できる道路空間を構築します。

また、公共交通体系の充実や、市民の利便性の向上に努め、魅力ある都市空間の形成を推進します。

現状と課題

- 令和 6（2024）年 9 月の市民意識調査では、「安全で快適な交通の確保」を重要と感じる市民が非常に多い一方で、満足度は非常に低いという結果となっています。市内の慢性的な交通渋滞の緩和に向けて、未整備の都市計画道路※の計画的な整備や交差点改良などを行うとともに、道路交通の安全確保のため、道路の新設、改良、維持管理などの継続的な整備が求められています。
- 交通渋滞緩和のために道路整備を推進する一方で、歩行者や自転車等の安全を確保するため、道路施設のバリアフリー化や安全対策を進め、快適さと安全性を両立させることが求められています。
- 全国的にバスの運転手が不足しており、バス路線の廃止が続いていますが、市民の身近な交通手段として生活に定着しているコミュニティバス「やよい」※を継続的に運行し、超高齢社会に対応した更に快適で便利なバスに維持発展していく必要があります。
- 南部白水地区の開発により当該地区の住民が急増したことから、市南西部方面を運行する路線バスの維持を図ることが求められています。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
都市計画道路の整備率	76.2% 令和 6（2024）年度	82.0% 令和 12（2030）年度
歩道整備に対する市民の満足度	45.0% 令和 6（2024）年度	 令和 12（2030）年度
コミュニティバス「やよい」利用者数	331,857 人 令和 6（2024）年度	 令和 12（2030）年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

マークは、春日市国土強靱化地域計画に関連する取組です。

新50 マークは、春日新50年プランに関連する取組です。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 都市計画道路の整備	① 都市計画道路の計画的な整備 マーク 新50 長浜太宰府線、那珂川宇美線、福岡筑紫野線の整備推進を、福岡県に継続的に要望するとともに、那珂川宇美線の春日市区間の事業完了を見据え、東部に隣接する新和陸橋の整備を福岡市に要望し、広域的な道路交通ネットワークの整備に努めます。小倉紅葉ヶ丘線と光町大土居線は、段階的に事業認可を取得し、早期の事業完了に向けて整備を推進します。屋形原須玖線については、接続する福岡市との連携を図り、早期の事業着手に努めます。また、将来に向けた都市計画道路のあり方を検討していきます。
2 一般市道の整備	① 安全で快適な一般道路の整備 マーク 老朽化が進む舗装や橋りょうの適切な維持管理、計画的な補修等を進めます。 ② 歩行者等の安全確保や交通渋滞緩和のための道路整備 マーク 新50 歩行者や自転車等の安全確保や交通渋滞を緩和するため、道路改良や道路のバリアフリー化を計画的に進めます。また、慢性的な交通渋滞が生じている市内の主要な交差点については、交通渋滞を緩和するため、交差点改良に取り組みます。
3 交通結節点の整備	① 西鉄春日原駅周辺整備事業の推進 マーク 新50 市の都心にふさわしい賑わいのある空間を形成するための基盤づくりとして、駅へのアクセス道路や駅前広場等の整備を進め、交通結節点としての機能の強化を図ります。
4 公共交通体系の整備	① 路線バスの維持等 居住人口の定着および都市機能の集約・活性化によって、路線バスの持続的な利用需要等を創出します。 ② コミュニティバス「やよい」の運行維持・充実 マーク 新50 運転手不足が全国的な問題となっているなか、継続的な運行に努めます。 また、市の中心拠点である西鉄春日原駅、市中央部の（仮称）地域共生交流施設及び市西部の博多南駅とを結ぶ新たな路線を検討します。 ③ 多様な交通手段の創出 路線バス及びコミュニティバスといった既存の公共交通に加え、電気バイク等の新たな交通用具の活用を図ることにより、市内における移動利便性の向上に向けた環境整備を推進します。

《関連する個別計画》 都市計画マスタープラン、交通安全計画、橋梁長寿命化修繕計画、立地適正化計画



駅舎及び駅前広場のデザインは令和6年12月時点のイメージであり、実際とは異なる場合があります。

西鉄春日原駅新駅舎イメージ

政策 4－3 上下水道の維持・保全

政策の基本方針

市民が安心して水を利用できるよう、広域的な取組により、安全な水の安定した供給に努めます。

また、衛生的で快適な生活環境を保全し、大雨災害による浸水被害を軽減するため、下水道施設の適正な維持管理及び整備を計画的に行います。

さらに、近年の地震による被災状況を踏まえ、災害に強く持続可能な上下水道施設の構築に向け、上下水道一体となって耐震化を進めます。

現状と課題

- 春日市は水源に乏しい地域であることから、昭和 52（1977）年に那珂川市（当時、那珂川町）と共同で、一部事務組合※として春日那珂川水道企業団を設立し、広域的な取組で水の安定した供給を推進しています。
- 汚水施設については、春日市では平成 10（1998）年度に公共下水道の整備を完了しましたが、老朽化に伴う事故を未然に防止するとともに、維持管理費や改修などに伴う経費を節減するため、ストックマネジメント計画に基づき、適正に維持管理していくことが必要です。また、災害に強い上下水道施設の構築に向け、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進していくことが必要です。
- 近年、地球温暖化の影響などにより集中豪雨が多発し、家屋浸水や道路冠水などの浸水被害リスクが増大しています。市民の生命及び財産を守るため、雨水施設等の整備を推進することにより、浸水被害の軽減を図ることが必要です。
- 下水道の主な役割は、衛生的な生活環境の維持と豪雨による浸水被害の軽減です。将来にわたり下水道のサービスを提供するため、下水道事業の安定的な経営を行うことが必要です。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
上水道の安定供給に対する市民の満足度	91.8% 令和 6（2024）年度	 令和 12（2030）年度
雨水幹線整備率	64.6% 令和 6（2024）年度	65.9% 令和 12（2030）年度
下水道事業会計の経常収支比率	121.0% 令和 6（2024）年度	115%以上 令和 12（2030）年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

マークは、春日市国土強靱化地域計画に関連する取組です。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 安全で安定した水の供給	① 春日那珂川水道企業団との連携・協力  安全な水を安定的に供給するため、春日那珂川水道企業団との情報共有を図るとともに、連携・協力して節水意識の向上に努めます。
2 汚水施設の整備	① 汚水施設の計画的な改築  安定した汚水処理を維持するため、汚水施設の適正な維持管理を推進するとともに、ストックマネジメント計画や上下水道耐震化計画に基づき、計画的な改築及び耐震化を推進します。
3 雨水施設の整備	① 浸水被害の軽減対策  大雨による水害を軽減するため、雨水施設のストックマネジメント計画に基づき、計画的な改築を推進するとともに、雨水幹線の掘下げや雨水貯留施設の整備、ため池の雨水貯留機能の確保などにより、雨水幹線の流下能力の向上や雨水の流出抑制を図ります。
4 下水道事業の安定経営	① 経営戦略に基づく経営評価  経営戦略に基づき、毎年の経営状況の評価を行い、下水道事業の安定経営を図ります。

《関連する個別計画》 下水道ストックマネジメント計画、上下水道耐震化計画、下水道事業経営戦略



改築した汚水管路



小倉第3雨水貯留施設内部

政策 4－4

憩いの空間の整備・維持

政策の基本方針

緑地やため池等の貴重な自然環境を次世代へ継承する資産として守り、日常の中で自然の潤いを感じられる、緑豊かなまちづくりを目指します。

あわせて、公園や緑地等を市民の憩いと交流の拠点として位置づけ、将来の人口動態や多様化する利用ニーズを見据えた計画的な再整備を進めることで、誰もが心地よく利用できる都市空間の充実を図ります。

現状と課題

- 住宅都市として発展してきた春日市では、農地、河川、ため池周辺などに残る緑が、都市における貴重な自然資源となっています。こうした限られた自然環境を守り、次世代へつないでいくため、緑を大切に思い、保全や育成に関わりたいと考える地域住民との協働による取組を進め、身近な自然を市民の力で育むまちづくりが求められています。
- 公園や緑地は、市民の憩いの場であると同時に、人と人をつなぎ、春日市の魅力を形づくる重要な都市基盤です。わずか 14.15 ㎢ というコンパクトな市域の中に、県営春日公園と白水大池公園という 2 つの総合公園をはじめ、200 箇所を超える公園と緑地が点在し、誰もが利用できる環境が整っています。これは、本市の大きな強みであり、今後さらに活かしていくべき都市資産です。
- 近年、公園や緑地に対するニーズは、子育て世代や高齢者を中心に一層高まっています。適切な維持管理に加え、バリアフリー化や利用マナーの向上に取り組むことで、誰もが安心して利用できる「やさしい公共空間」への進化が求められています。
- 公園や緑地の多くは、広域避難場所、一時避難所に指定され、市民の命と暮らしを守る防災拠点として重要な役割を担っています。市内に点在するため池についても、都市中に残された貴重な自然の空間として保全されてきましたが、近年は農業利用の減少や、全国的に相次ぐ豪雨災害を踏まえ、防災機能の強化という新たな視点が求められています。今後は、春日市ため池保全等基本計画に基づき、防災・環境・利活用の調和を図りながら、ため池の目指すべき姿の実現に向けた取組を着実に進めていく必要があります。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
公園の整備に対する市民満足度	75.8% 令和 6(2024)年度	 令和 12 (2030 年度)
緑化の推進に対する市民満足度	61.9% 令和 6(2024)年度	 令和 12 (2030 年度)

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

 マークは、春日市国土強靱化地域計画に関連する取組です。

新50 マークは、春日新50年プランに関連する取組です。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 自然環境の保全・活用	① 自然の緑の保全・活用 新50 市内に残された貴重な自然の緑を、次世代へ継承すべき都市の財産として守り、活かします。特別緑地保全地区の維持管理や保存樹木の保護、松枯れ防止対策などを計画的に進めることで、身近に自然の息吹を感じられる環境を保全・活用し、緑と共生するまちづくりを推進します。 ② 緑化の推進 新50 市民が日常の中で緑とふれあえる機会を広げるため、地域住民や関係団体との協働による緑化の推進を図ります。 ③ 街路樹の植栽 新50 沿道に四季の彩りやうるおい、やすらぎをもたらす街路樹を計画的に植栽します。多様な樹種を活用することで、生態系への配慮や景観形成、快適な歩行空間の創出など、自然環境が持つ多様な機能を活かした魅力ある都市空間の形成を図ります。 ④ 諸岡川親水緑道の保全 新50 諸岡川親水緑道が持つ自然環境や景観特性を活かしながら水と緑が調和した良好な環境の維持を図ります。また、諸岡川親水緑道を、ため池や公園、緑地とつながる「水と緑のネットワーク」の一部として位置づけることで、都市の中に連続した自然環境を形成し、市民が回遊しながら自然を体感できる環境づくりを推進します。
2 公園、緑地の整備	① 公園や緑地の維持管理及び再整備等  新50 多くの市民が日常的に憩い、集う公園や緑地において、安全・安心を第一に、計画的かつ適切な維持管理を行います。あわせて、将来の人口動態や多様化する利用ニーズを見据えた再整備等を進めることで、世代を超えて利用され、暮らしの質を高める公園・緑地としての魅力向上と利活用の促進を図ります。 ② 公園愛護活動の推進 地域における自発的な公園愛護活動を積極的に支援し、市民とともに公園を守り育てる取組を推進します。公園の美化や施設の保全を通じて、地域のつながりや愛着を育み、誰もが親しみを感じられる「地域の居場所」としての公園づくりを進めます。 ③ 子ども達の遊び場の創出 新50 自治会と連携して公園でのボール遊びができるようルールをつくることで、子ども達が元気にのびのびと遊ぶことができる環境の整備を図ります。 ④ 白水大池公園の魅力向上 新50 民間活力の導入を検討し、飲食・休憩・交流機能などの利便性向上を図るとともに、再整備によって水辺や緑を活かした快適で魅力的な空間づくりを進めます。また、市民の日常の憩いの場であると同時に、交流や活動が生まれる拠点として再生させることで、都市の魅力向上と地域の活性化につなげていきます。
3 ため池の保全・活用	① ため池の適正なあり方の実現  新50 ため池の現状、景観特性、利水の状況、防災上のリスクなどを総合的に整理した春日市ため池保全等基本計画に基づき、所有権者と協議を重ねながら、各ため池の特性に応じた適正なあり方の実現を図ります。 ② ため池周辺の環境維持 新50 ため池保全地区における計画的な植生管理により、ため池とその周辺緑地を一体的に保全します。また、水辺と緑が調和した良好な自然環境を維持することで、生態系への配慮や景観の向上を図り、市民が身近に自然を感じられる潤いのある都市空間の形成を進めます。 ③ ため池を活用した水と緑のネットワークの形成 新50 本市を代表する水と緑の拠点である白水大池公園を核として、ため池や街路樹、身近な公園・緑地を有機的につなぐことで、市民が日常の中で水と緑を感じながら回遊できる、心地よい都市空間の形成を進めます。

《関連する個別計画》 緑の基本計画、公園施設長寿命化計画、ため池保全等基本計画、立地適正化計画、景観計画

政策 4－5 環境保全と循環型社会の推進

政策の基本方針

地球的な視野で環境を考え、環境への負荷を軽減し、脱炭素化の推進や限りある資源に配慮した社会経済システムへの転換が求められています。

将来の世代に良好な環境を伝えていくことができるよう、地球温暖化の防止や環境保全の促進に努め、持続可能な循環型社会※の実現を目指します。

現状と課題

- 近年、地球温暖化による気候変動や資源・エネルギーの枯渇、地域固有の生態系のかく乱、越境大気汚染などの国境をこえた環境問題が、私たちの生活の身近なところにまで影響を及ぼしてきています。市民、事業所、行政が一体となって、二酸化炭素排出量の削減など地球温暖化を防止するための取組や環境保全のための取組を行うことが求められています。
- 市街化の進展や宅地の細分化などの住環境の変化に加え、生活様式が多様化していることから、人が生活することで発生する公害の内容に変化が見られます。市民の快適な住環境を確保するため、周りの人に配慮して生活するという意識の向上を図ることが必要です。
- 犬や猫によるふん尿被害が増加しています。犬や猫を適正に飼育するために、飼い主のマナー向上を推進していくことが必要です。また、飼い主のいない猫は不妊去勢手術費を補助し過剰な繁殖を抑え、地域猫活動を推進していくことが必要です。
- アライグマがゴミを荒らしたり、ふんをする生活被害が増加しています。アライグマは繁殖力の高い特定外来生物であり、捕獲するなどの対策を推進することが必要です。
- ごみ処理やリサイクルに関する市民の意識や関心の高まりが、春日市のごみの処理量の縮減につながっています。しかし、限りある資源を有効に利用し、持続可能な循環型社会を実現するためには、引き続き、市民、事業者、行政が一体となって、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の「3R（スリーアール）」を推進することが必要です。
- 春日市では、プラスチックを燃えるごみとして熱回収によりサーマルリサイクル※していますが、令和4（2022）年にプラスチック資源循環法が施行されたことにより、将来実現可能なリサイクル方法や処理場のあり方について今から検討することが必要です。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
市内二酸化炭素排出量	380,396 t・CO ₂ 令和4（2022）年度	226,399 t・CO ₂ 令和12（2030）年度
市民一人当たりの1日のごみ排出量	477 g/人日 令和6（2024）年度	474 g/人日 令和12（2030）年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

☀️マークは、春日市国土強靱化地域計画に関連する取組です。

新50マークは、春日新50年プランに関連する取組です。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 地球環境の保全	① 地球温暖化対策の推進 地球温暖化を防止するため、市民の省エネルギー行動や再生可能エネルギーの使用を促進し、二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする脱炭素社会※の実現を目指します。そのために、市民や事業者への啓発を行うとともに、市が率先して環境に配慮した行動を行います。 ② 環境負荷軽減の推進 新50 環境フェアや環境講座等による環境啓発・環境教育を通して、市民や事業者の自主的な環境保全活動を促し、環境負荷の軽減を推進します。
2 生活環境の保全	① 快適な生活環境の保全 市民の快適な住環境を確保するため、空き地の除草等の適正管理を促進するとともに、人が生活することで発生する騒音、振動、悪臭などの公害を防止するための啓発を行います。 ② 犬や猫などのペットの適正飼養、適正管理の促進 筑紫保健福祉環境事務所などの関係団体や地域と連携して、市民の啓発に取り組み、飼い主のマナー向上を推進します。 ③ 特定外来生物アライグマの捕獲推進 防除従事者と連携し、特定外来生物アライグマの捕獲を推進します。
3 循環型社会の推進	① ごみを出さない生活様式への転換の促進 限りある資源に配慮して行動する意識の啓発を図り、生ごみのたい肥化や古紙等の回収など、各家庭の生活様式に合わせて実践できる3Rの取組を促進します。 ② プラスチック資源循環の推進 現在、燃えるごみとして処理しているプラスチックごみの資源循環について、よりよい収集方法や処理場について検討し、将来的に資源化するための行動を行います。
4 効率的なごみ処理等の推進	① 共同処理体制による効率的な可燃ごみ処理を継続 ☀️ 福岡都市圏南部環境事業組合と連携して共同処理を継続することで、可燃ごみの効率的な処理や、安全安心な施設の運営を実施します。 ② 共同処理体制による効率的な不燃ごみ処理を継続 ☀️ 春日大野城衛生施設組合による共同処理を継続することで、不燃ごみの適正処理と再資源化を効率的に実施します。

《関連する個別計画》 環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、エコオフィスプランかすが、一般廃棄物処理基本計画、分別収集計画、アライグマ防除実施計画



環境フェアの様子

政策 4－6 防災体制の充実

政策の基本方針

災害による市民生活への不安が増大しており、市民の防災に対する関心や意識が高まっています。

市民、地域、関係機関、行政などが一体となって、人命を守り、財産を保護し、社会生活を維持することができる災害に強いまちの実現を目指します。

現状と課題

- 平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災や平成 29（2017）年 7 月の九州北部豪雨、令和 6（2024）年に発生した能登半島地震など、近年、全国各地で地震、台風、局地的な集中豪雨による洪水や土砂災害といった大規模な自然災害が発生しており、市民の防災への関心や意識が高まっています。このような中、自治会ごとの防災訓練だけではなく、自治会相互の連携による中学校区単位の防災訓練が実施されるなど、市民の防災活動が活発になっています。
- 災害に強いまちを実現するためには、自分の生命を守るための自助や、地域で行動する共助の意識を高めるなど、災害に対する対応力を向上させていくことが必要です。特に、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児など自ら避難することが困難な人に対し、避難支援を確実に行う体制の確立が求められています。
- 災害等が発生した際に、迅速に対応し、被害を最小限に留めるためには、地域や関係機関との情報共有、情報伝達が欠かせません。市民、地域、関係機関、行政が連携し、災害等が発生した場合に生じるリスクを想定し、事前に対応を定め、備えておくことが求められています。
- 消防、救急体制については、春日・大野城・那珂川消防組合が消防、救急の常備活動を担い、消防団が非常備の消防活動を担っています。大規模自然災害の増加により消防団に求められる役割が拡大する中で、消防団員が不足している状況にあり、消防団の組織力の強化が求められています。
- テロやミサイル攻撃などの武力攻撃事態のみならず、感染症、その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事故や事象等による危機に対して、迅速かつ的確に対応することができる体制が求められています。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
自主防災組織※の訓練実施割合	94.3% 令和 6(2024)年度	100% 令和 12（2030）年度
個別避難計画の作成率（ご近所のつながりカードの登録率等）	28.8% 令和 6(2024)年度	50.0% 令和 12（2030）年度
災害時の避難場所を知っている市民の割合	81.0% 令和 6(2024)年度	90.0% 令和 12（2030）年度
消防団員の人数	99 人 令和 6(2024)年度	128 人 令和 12（2030）年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

～ 都市整備・安全安心 ～

マークは、春日市国土強靱化地域計画に関連する取組です。

新50マークは、春日新50年プランに関連する取組です。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 地域防災体制の整備	① 自主防災組織の活性化 マーク 災害に強いまちとなるため、防災危機管理専門官による自主防災組織の防災訓練の支援などを行うことにより、市民の防災・減災意識を高めます。 ② 地域で避難行動要支援者※の避難支援ができる体制の構築 マーク 災害に強い地域コミュニティを形成するため、自治会等と連携してご近所のつながり活動※を推進し、避難行動要支援者の「ご近所のつながりカード」登録を促して、安否確認や情報提供が円滑に行える体制を整えます。
2 災害対策の推進	① 地震災害による被害の減少 マーク 地震災害が発生した際の被害を最小限にするため、耐震改修の促進や耐震診断アドバイザー制度の啓発により、特定建築物や木造住宅の耐震化を推進します。 ② 風水害による被害の減少 マーク 「自らの身は自ら守る」という自助の意識を向上させるため、ハザードマップを活用し、災害リスクや災害時の情報収集手段などを広く周知します。 ③ 災害対応能力の向上 マーク 新50 市の災害対応能力の向上を図るため、総合防災訓練やその他訓練を実施するとともに、各種マニュアルの整備や更新に取り組みます。また、デジタル技術を活用した災害対応の効率化、災害時に強い通信手段の確保、災害発生時に迅速に避難所開設を行うための防災資機材や体制の整備に向けて取り組みます。
3 消防・救急体制の充実	① 消防団の充実強化 マーク 新50 消防団の各種訓練の実施や装備の充実を図るとともに、老朽化した消防団格納庫の改修等を行います。また、消防団員の加入促進を図り、消防団の組織力を強化します。 ② 消防組合及び消防団との連携強化 マーク 火災等の災害に迅速に対応するため、春日・大野城・那珂川消防組合及び消防団との情報共有を進め、連携を強化します。
4 危機管理対策の推進	① 危機管理体制の強化 マーク テロやミサイル攻撃、感染症、その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事故や事象などの緊急事態の発生に対して迅速かつ的確な対応ができるよう、多種多様な広報媒体を活用した情報把握・情報伝達の体制づくりや行政の対応体制の整備を行うなど、危機管理体制の強化に努めます。

《関連する個別計画》 地域防災計画、国民保護計画、避難行動要支援者避難支援プラン、耐震改修促進計画、業務継続計画、災害時受援計画



地区合同防災訓練

政策 4－7 暮らしの安全の確保

政策の基本方針

安全で安心できる市民生活の実現に向け、地域や警察と連携し、地域における防犯対策の強化や防犯体制の整備・充実などの犯罪抑止活動、消費者の安全確保の仕組みづくりを推進します。

交通事故や飲酒運転のない社会を目指し、関係機関と連携し、市民の交通安全意識の醸成を図る取組を推進します。

現状と課題

- 「防犯パトロール」や「ついで隊」、「ニセ電話気づかせ隊」など、市民の防犯活動が広がりを見せており、市内の犯罪発生件数は、令和 6（2024）年までの 10 年間で半分以下に減少しています。今後も、地域、行政、警察が一体となり、地域の防犯体制を強化することで犯罪の発生を更に減少させ、安全で安心な市民生活を実現していくことが必要です。
- 性犯罪をはじめとする犯罪の抑止を目的として、70 台以上の街頭防犯カメラを市内に設置しています。自治会が防犯カメラを設置する費用に対する補助も実施しており、市内の防犯カメラの台数は増えている中、防犯カメラの適切な運用が求められています。
- ニセ電話詐欺をはじめとした特殊詐欺※や悪質商法の手口は複雑かつ巧妙化しています。市民一人ひとりが、契約や取引に関する正しい知識と対処法を身につけることが必要であり、特に、狙われやすい高齢者や、契約や取引に関する知識と経験が少ない若年者に対する消費者教育の充実と福祉との連携が求められています。
- 市内の交通事故発生件数は、減少傾向にあります。しかし、高齢者や子どもが関わる事故や自転車に関わる事故の割合が増加していることから、交通事故を更に抑止するため、市民の交通安全意識を高めるための効果的な啓発活動が求められています。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
消費生活センター相談件数	668 件 令和 6（2024）年度	700 件 令和 12（2030）年度
防犯講習件数	18 件 令和 6（2024）年度	20 件 令和 12（2030）年度
交通安全教育・啓発件数	30 件 令和 6（2024）年度	30 件以上 令和 12（2030）年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

マークは、春日市国土強靱化地域計画に関連する取組です。

新50マークは、春日新50年プランに関連する取組です。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 地域防犯活動の推進	① 地域防犯活動の支援 マーク 「防犯パトロール」や「ついで隊」などの地域防犯活動の充実に向けた支援を積極的に行います。 ② 市民の防犯意識の向上 マーク 犯罪の発生を未然に防ぐため、様々な広報媒体を利用した防犯情報の提供や防犯教室の実施などを通して、防犯知識を普及するとともに、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図ります。 ③ 犯罪が起こりにくい地域環境の整備 マーク 自治会における防犯灯や街頭防犯カメラの設置を支援することで、犯罪が起こりにくい地域環境の整備を図ります。 ④ 関係機関との連携強化 マーク 警察や自治会との連携を強化し、複雑多様化している犯罪の情報を積極的に情報共有することで、効果的な地域の防犯対策を推進します。
2 消費者の安全確保	① 消費生活センターの周知及び利用促進 新50 消費者被害を早期解決し、被害の拡大を防止するため、消費生活センターの周知を強化し、消費者問題に直面する市民の利用を促進します。 ② 消費生活相談の充実 新50 多様化・巧妙化する悪質商法などの消費者トラブルに対応するため、相談員の資質を更に高め、相談体制の充実を図ります。 ③ 消費者被害の未然防止 マーク 新50 消費者被害を未然に防止するため、幅広い年齢層を対象とした消費者への啓発活動を充実させます。特に、特殊詐欺等に狙われやすい高齢者や契約や取引に関する知識等が少ない若年者に対し、消費者教室や出前講座等を通して消費者教育を推進します。
3 交通安全対策の推進	① 市民の交通安全意識の啓発 交通事故や飲酒運転を未然に防ぐため、交通安全教室や出前講座等を通して、市民の交通安全意識を高めるための啓発を図ります。 ② 関係機関との連携強化 マーク 自転車に関わる事故や、高齢者・子どもに関わる事故の割合が増加していることから、警察や自治会と連携を強化し、交通ルールやマナーの周知徹底を図ります。

＜関連する個別計画＞ 交通安全計画



スタントマンによる交通安全教室

基本目標 5

持続可能で、市民から信頼される行政経営

行政経営

(第6次春日市行政改革大綱改訂版)

【政策5－1】	効果的・効率的な行政運営……………	68
【政策5－2】	持続可能な財政運営……………	70
【政策5－3】	透明性・公平性の高い行政運営……………	72

政策 5－1 効果的・効率的な行政運営

政策の基本方針

社会経済情勢の変化や多様化・高度化する市民ニーズに的確に応え、質の高い行政サービスを将来にわたって提供し続けるため、組織力の向上と職員の人材育成・資質向上を図るとともに、限りある市の経営資源を効果的かつ効率的に活用する行政運営を行います。

現状と課題

- 限られた財源の中で、少子高齢・人口減少社会の到来、行政需要の多様化などの社会情勢の変化に適切に対応するため、最少の経費で最大の効果を発揮する行政改革を推進し、効果的かつ効率的な行政運営を行うことが求められています。
- 春日市は行政改革等を進めた結果、令和 6(2024)年度時点で人口千人当たりの職員数が全国最少ですが、新たな社会課題や権限移譲により行政需要が増えているため、質の高い行政サービスを維持するには、人材育成や会計年度任用職員※の活用による組織力の向上が求められています。
- 複雑・多様化する行政課題に対応するため、人材育成に加え、人材の確保、職場環境の整備、特に社会全体のデジタル化に対応するためのデジタル人材の育成・確保が求められています。
- 高齢者支援、子育て支援、療育※などの分野で、市民ニーズが高まっています。人口減少により働き手不足が見込まれている状況であっても、これらの分野における専門的な人材を確保し、育成していくことが求められています。
- 社会全体のデジタル化が急速に進展しているに伴い、行政手続におけるデジタル化やオンライン化を求める声が強まっています。情報セキュリティの確保や高齢者等の情報弱者への配慮を図りつつ、I C T※を活用し、デジタル社会に対応した行政サービスの充実を図る必要があります。
- 平成 30(2018)年度に証明書発行専用窓口と証明書コンビニ交付サービスを開始し、令和 2(2020)年度に書かない窓口の導入を開始するなど、窓口サービスにおける市民の利便性向上を推進してきました。今後も、個人情報の管理を徹底しつつ、市民目線に立った質の高い窓口サービスの提供が求められています。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
行政運営の効率化に対する市民の満足度	48.5% 令和 6 (2024) 年度	 令和 12 (2030) 年度
マイナンバー制度における情報連携可能な事務手続における省略可能な書類の省略実施割合	71.9% 令和 6 (2024) 年度	100% 令和 12 (2030) 年度
マイナンバーカード保有率	80.4% 令和 6 (2024) 年度	100% 令和 12 (2030) 年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

 マークは、春日市国土強靱化地域計画に関連する取組です。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 行政マネジメントの推進	① 目標管理の推進 総合計画等により行政の目標を明確にし、その進捗管理を行うことで、継続的に政策の評価と改善を進め、業務の効率化を図ります。 ② 円滑かつ迅速な政策形成の推進 経営会議※、スタッフ会議※、自律経営予算※等を更に活用し、春日市における重要な課題又は緊急の課題に対する円滑かつ迅速な政策形成を推進します。
2 職員の人材育成と組織力の向上	① 職員の人材育成  人事評価制度を活用し、職員の意欲向上や人材育成を図り、組織の活性化と公務能力の向上に取り組みます。 ② 優秀な人材の確保 市民ニーズに対応した適切な行政サービス提供のため、採用試験改革や受験者増加策を進め、優秀な人材を継続的に確保します。また、専門人材確保のため、多様な人材の採用や外部人材の活用など新たな対策を検討します。 ③ 最適な組織機構の整備 様々な行政課題に効果的・効率的に対応するため、組織の見直しを適宜行います。複数の政策分野に関わる重要な課題がある場合は、部署を横断するプロジェクトチームを組織するなど、臨機応変に必要な体制を整えます。
3 適切な担い手による公共サービスの提供	① 民間活力の活用  必要最小限の経費でより良い公共サービスを市民に提供するため、指定管理者制度※やPFI※などの民間活力の活用を進めていきます。また、産学官連携を強化し、民間のノウハウや知的資源を行政サービスに活用します。
4 広域行政の推進	① 広域連携の推進  行政区域を越えた共通の課題や単独の自治体では対応することが困難な課題に対して、他自治体等との連携によって、効果的で効率的な行政施策を推進します。
5 DX※の推進	① デジタル技術の活用  デジタル技術の活用により、市民サービスや業務プロセスの変革を進め、市民の利便性の向上を図るとともに、職員の生産性向上や働き方改革等を図ります。
6 窓口サービスの向上と適正な処理	① 窓口サービスの向上 行政手続におけるオンライン申請※やマイナンバーを活用した添付書類の省略などにより、窓口サービスの利便性向上と利用者の負担軽減を図り、誰もが利用しやすい窓口サービスを提供します。 ② 安全・安心な窓口サービスの提供 個人情報保護を徹底し、安全・安心な窓口サービスの体制を構築します。 ③ マイナンバーカードの取得及び利活用の推進 マイナンバーカードの保有率の向上を図るとともに、マイナンバーカードを活用した市民の利便性向上を目指します。
7 行財政改革の推進	① 行財政改革の推進 人口減少社会においても、限りある資源を有効に活用し、行政サービスを維持していくため、選択と集中、効果的・効率的な行政運営、これらを進める全庁的な推進体制の確立を進めます。

《関連する個別計画》 人材育成・確保基本方針

政策 5－2 持続可能な財政運営

政策の基本方針

将来にわたる安定した行政サービスの提供と持続可能な財政基盤の強化を図るため、長期的視点に立った計画的な財政運営を行い、財源の適正配分と自主財源の確保に努めます。

また、公共施設等の更新や改修、長寿命化を計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化と公共施設等の適正な配置に努めます。

現状と課題

- 少子高齢化の進行による人口構造の変化に伴い、社会保障関係経費の増加が見込まれる一方で、生産年齢人口の減少に連動して税収が減少していくことが予想されます。
- 公共建築物、インフラ施設の老朽化に伴い、今後、多くの施設が更新時期を迎え、修繕及び大規模改修費用等の財政負担の増大が予想されます。また、近年被害が甚大化する自然災害に備える防災対策や、インフラ整備等の新たな財政需要への対応も求められています。
- 財政の健全性を判断する指標である健全化判断比率※から見た春日市の財政状況は健全であると言えます。しかし、近年の人件費や扶助費の増加、物価高から今後の財政状況は厳しい見込みです。そのため、安定した財政基盤の確保に向けて、市税収入の安定化や新たな財源の獲得、行政コストの削減に努める必要があります。
- 近年、ふるさと納税による寄附は、全国的に増加傾向が継続しています。本市では、市外住民からの寄附金収入が市民の他自治体への寄附による収入減を下回っており、貴重な自主財源の確保のため、更なるふるさと納税の推進が求められています。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
健全化判断比率における早期健全化基準	基準値未満 令和 6 (2024) 年度	基準値未満 令和 12 (2030) 年度
市税の平均収納率 (現年分)	99.71% 令和 6 (2024) 年度	99.71% 令和 12 (2030) 年度
公共施設等総合管理計画に沿った公共建築物の改修等の実施	46 件 令和 6 (2024) 年度	87 件 令和 12 (2030) 年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

 マークは、春日市国土強靱化地域計画に関連する取組です。

新50 マークは、春日新 50 年プランに関連する取組です。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 持続可能な財政運営	① 健全化判断比率の適正な数値の維持  返済する際に地方交付税をはじめとした国の財源による補てんが見込めない市債の借り入れについては、引き続き抑制します。長期的な視野を持って基金の管理・活用を行うことで、健全化判断比率の水準を適正に維持していきます。 ② 経営資源の有効活用 限られた財源を最大限有効活用するために、既存事業の見直しも含め、事業の優先順位を洗い出し、財源の適正配分に努めます。
2 自主財源の確保	① ふるさと納税の推進  ウェブサイトを活用し、市の魅力や寄附への返礼品を紹介することで、本市を応援する市外住民を増やし、本市へのふるさと納税による寄附を推進します。 ② 適正な受益者負担 行政サービスの質と提供に係る費用の関係を明確にし、合理性や透明性を確保した適正な受益者負担を検討します。
3 市税の適正課税	① 適正課税の推進 納税者の信頼を確保するため、税務署、県税事務所、法務局等と連携し、市税の課税対象を的確に把握し、公平かつ適正な課税に努めます。
4 市税収納率の向上と滞納額の縮減	① 自主納付の促進  市税収納率向上のため、新しい I C T 技術を活用して多様な納付手段を提供し、納税義務者の自主納付を促進します。 ② 滞納整理の強化  税負担の公平性を確保するため、滞納整理を強化します。
5 公共施設等の適正な管理と有効活用	① 公共建築物の再配置 新50 公共施設等マネジメント計画に基づき、市民へのサービス水準を維持・充実させながら、施設の統廃合等を検討することで、公共建築物の適正配置を図ります。 また、施設の統廃合により生じた跡地等については、売却を含め効果的な活用を図っていきます。 ② 公共建築物の長寿命化  公共建築物の使用年数を延ばす長寿命化を図るため、予防保全型の管理を計画的に行います。 ③ 公共施設等の効率的な維持管理 新50 公共建築物やその備品等を効率的に維持管理できる手法により、維持管理コストの縮減を図ります。 ④ 非常時の施設機能の確保  新50 災害発生時などの非常時も行政運営を継続できるよう、施設機能確保のために必要な整備を行います。

《関連する個別計画》 公共施設等総合管理計画、公共施設等マネジメント計画、業務継続計画

政策 5－3 透明性・公平性の高い行政運営

政策の基本方針

行政運営上の事務事業を適法かつ適正に執行するとともに、行政運営のプロセスを明らかにすることで、市政の透明性・公平性を確保し、市民から信頼される行政運営を行います。

また、公正な選挙と円滑な議会運営を通して、市民の声が適切に反映された民主的な行政運営を行います。

現状と課題

- 市が行う政策は、必要な情報と様々な立場からの意見を集約し、優先順位を定め、組織内で必要なプロセスを経た上で決定しています。市が実行する政策に対して、市民からの信頼を得るためには、透明性の高い政策決定を行い、そのプロセスや成果について市民に対し積極的に情報提供を行うことが求められています。
- 社会情勢の変化や世帯構成の多様化に伴う市民ニーズの変化を的確に把握し、客観的な根拠に基づく政策立案を行うため、正確な指標となる統計資料が必要です。
- 職員の法令違反や不適切な公金の取扱いは、市民の行政への信頼を大きく失墜させるものです。市民からの信頼を維持するためには、行政内部のチェック機能を確立し、法令違反やミスを事前に防ぐとともに、監査機能を活かして、行政運営の適正さを確保し続けることが必要です。
- 議会は、市民を代表する議事機関として、市民の多様な意見を市政に適切に反映させることを使命としています。その使命を果たすためには、議会の政策立案や議案審議の機能を充実させ、市民の議会への理解や関心を向上させることが求められています。
- 春日市長選挙・春日市議会議員一般選挙の投票率は、減少傾向にあります。平成 28（2016）年に選挙権年齢が「20 歳以上」から「18 歳以上」に引き下げられたため、投票率向上のために、若年層に対する選挙啓発の更なる充実が求められています。

代表的な指標

指標名	現状値	目標値
不服申立てがなされ、申立てが認容された行政処分の件数	0 件 令和 6（2024）年度	0 件 令和 12（2030）年度
春日市長選挙の投票率	42.48% 令和 5（2023）年	50.00% 令和 12（2030）年度
春日市議会議員一般選挙の投票率	42.48% 令和 5（2023）年	50.00% 令和 12（2030）年度

※が付してある用語は、巻末資料で用語説明を行っています。

政策推進のための主な施策

施策名	施策の主要な展開
1 行政の透明性の確保	① 情報公開の推進 市が保有する情報を、ウェブサイトや情報公開コーナーなどを活用して積極的に市民に提供するとともに、情報公開制度により適切に開示することで、市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で民主的な市政を推進します。 ② 個人情報の適切な保護 個人の自己情報に関する権利を守るため、市が保有する個人情報を適切に保護し、不正利用を防止します。 ③ 統計情報の共有 各種基幹統計※調査を適正かつ効率的に実施するとともに、市が所有する各種統計情報を分かりやすく市民に発信します。 ④ 法令等に基づく行政運営の推進 法令審査や行政手続に対する市民からの不服申立てに対する審査を適切に行い、法令等に基づく適正な行政運営を確保します。
2 適正な財務事務処理	① 適正かつ正確な財務事務処理 財務事務の処理が適正かつ正確に行われるよう、研修などを活用して職員の財務事務処理能力を向上させ、チェック機能の確保に努めます。 ② 入札及び契約に係る事務の透明性・公平性の確保 法令及び関係規程を遵守して公平な入札及び契約の実施に努めるとともに、ウェブサイトや情報公開コーナーにおいて入札及び契約に係る情報を積極的に開示することにより透明性を確保します。
3 監査機能の充実	① 監査委員※の独立性と専門性の向上及び監査機能の充実 春日市の行財政運営や事務の管理及び執行等について実効性のある円滑な監査が実施できるよう、監査委員の独立性・専門性の向上と監査機能の充実に図ります。
4 円滑な議会運営	① 議会活動支援と情報提供の充実 市民が議会に期待する役割を十分に発揮できるよう、議員の議会活動に対して必要な支援を行うとともに、議会への理解・関心を深めるため、市民に分かりやすい情報提供を行います。
5 選挙の適正な執行と投票率の向上	① 選挙の適正な執行に向けた取組 公職選挙法ほか関係法令を遵守し、選挙事務の適正な管理執行を図ります。 ② 投票率向上に向けた取組 選挙に出向き投票しやすい環境づくりを進めるとともに、市内学校において主権者教育※を実施するなど、主権者意識を向上させるための各啓発活動を実施します。

春日市国土強靱化地域計画

**令和3年3月策定
(令和8年3月改訂)**

第 1 章

国土強靱化地域計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

東日本大震災では、未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会経済システムの脆弱性が露呈しました。また、近年の気候変動に伴い、全国各地で大型台風や集中豪雨による甚大な被害が発生しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平時からの「事前防災・減災」の重要性が認識されることになりました。

このような中、国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。また、福岡県では平成 28 年 3 月に「福岡県地域強靱化計画」を策定しています。

春日市においては、令和 3 年 3 月に「春日市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定し、各種の施策を進めてきたところですが、国が、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、令和 5 年 6 月に基本法を改正し、同年 7 月に基本計画を変更したことなどを踏まえて、本計画を改定するものです。なお、本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に係る本市の他の計画等の指針となるものです。

2 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。

3 地域の強靱化を推進する上での基本目標

「国土強靱化基本計画」及び「福岡県地域強靱化計画」に掲げられている基本目標を踏まえ、かつ、第 6 次春日市総合計画における将来都市像「住みよさ実感都市 かすが ～つながる はぐくむ 支え合う～」の実現に資するものとして、地域の強靱化を推進する上での基本目標を次のとおり設定します。これら基本目標の達成に向けて、過去の災害から得られた経験を最大限生かし、春日市の強靱化を推進します。

- （１） 人命の保護が最大限図られること
- （２） 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- （３） 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- （４） 迅速な復旧・復興

第2章

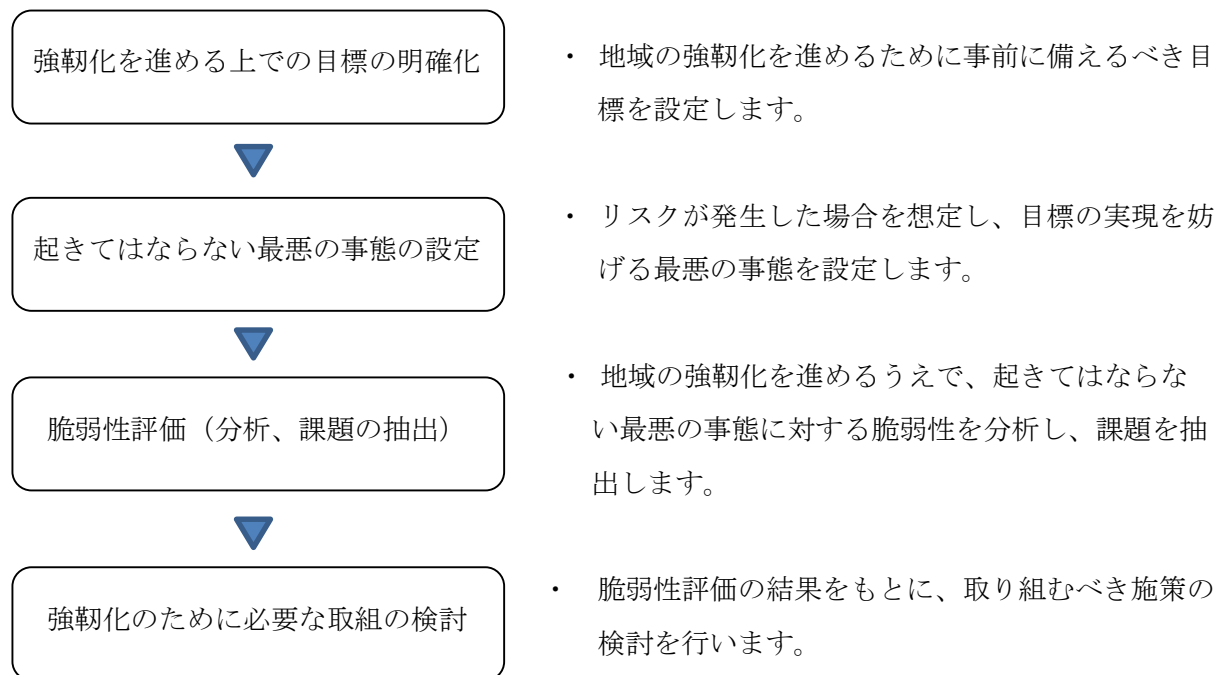
脆弱性の評価

1 基本的な進め方

強靱化は、いわば本市のリスクマネジメントであり、仮に起きれば本市に致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、この事態を回避するために何をすべきかという観点から取組を検討しました。

2 評価の手順

内閣官房国土強靱化推進室が策定した「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（第2版）」に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行いました。



3 想定されるリスク

市民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されますが、本市における過去の災害被害を踏まえ、本計画では、広範囲に甚大な被害が生じる大規模自然災害を対象とします。

4 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態の設定

「国土強靱化基本計画」との調和を図りつつ、本市の特性を踏まえて6項目の「事前に備えるべき目標」を設定し、その妨げとなるものとして、18項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・交通施設の大規模な倒壊・火災の発生等による多数の死傷者の発生
		1-2	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊・警察・消防等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-2	被災地における医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-5	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
5	情報通信サービス、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	情報サービスや通信インフラの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ
		5-2	電気・ガス等のエネルギーの長期にわたる供給停止
		5-3	上下水道施設等の長期にわたる供給・機能停止
		5-4	交通ネットワークの長期にわたる機能停止
6	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2	必要となる人材の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ

5 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとに脆弱性評価を行い、課題を抽出し、6つの「事前に備えるべき目標」ごとにまとめました。

事前に
備えるべき
目標

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態

- 1－1 大規模地震に伴う、住宅・建物・交通施設の大規模な倒壊・火災の発生等による多数の死傷者の発生
- 1－2 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
- 1－3 突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

対象の 事態	回避に向けた課題（評価結果）
1－1	①地震に起因する火災による犠牲者を出さないよう、道路や公園の整備により、避難路の確保、火災の延焼防止対策を促進し、都市構造全体の防災性を高めていくまちづくりを推進することが重要な課題である。
	②地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑える。特に、地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉鎖を未然に防ぐ。
	③地震から市民の生命及び財産を守るため、春日市耐震改修促進計画に基づき、耐震診断や耐震補強工事を行う市民等を支援するなど、住宅その他建築物の耐震化を促進する必要がある。
	④地震ハザードマップによる、地震の揺れの大きさや建物倒壊の危険度分布を事前に市民等へ周知することで、市民等の危機管理意識の向上や災害時における避難行動等の確認など、被害の軽減に資するものであることから、引き続き周知に努めていく必要がある。
	⑤消防団・自主防災組織の充実強化を図るため、自主防災組織等の活性化や消防団が使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進する。

1－2	①災害時には、災害の状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関と連携して組織的に活動するとともに、正確な情報を迅速に市民等に伝える必要がある。
	②平時より、各行政分野において相談体制の強化や関係機関との情報共有・連携の強化を図り、高齢者、障がい者、子ども、外国人など、災害発生時の避難等に特に配慮や支援を要する方を的確に把握するとともに、これら避難者の視点に立った避難所運営に努める必要がある。
	③発災直後、行政による救出救護体制の整わない状況下においては、地域の助け合いが重要であり、隣近所での助け合いの精神を基本に、市、市民、自治会等が協力し、要配慮者等も含めた避難援助体制を構築する必要がある。
	④災害時に外国人が被災する危険性が高まってきていることから、外国人に対する言葉や文化の違いを考慮した防災知識の普及や災害時の情報伝達体制の整備等の取組が課題である。
	⑤連続立体交差事業による鉄道の高架化や駅周辺の再整備等により、交通の円滑化とともに、避難ルートの分断や、踏切による事故といった、リスクの回避を図る必要がある。
	⑥児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災教育や防災訓練の実施を推進する必要がある。
1－3	①下水道の整備等をより一層加速させるとともに雨水貯留施設の整備や水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水対策等を推進する。
	②施設の機能を確実に発揮させるため、引き続き下水道施設等の適切な維持管理・更新を進めるとともに施設管理の高度化を図る必要がある。
	③大規模災害が発生したときに住民が主体的で適切な避難行動により命を守るためには、住民等が主体となった避難に関する取組の強化や防災意識の向上等の自助・共助を促進する必要があるため、自主防災組織等と連携しながら市民の自発的な防災活動を推進し、地域防災力の強化を図る。

事前に
備えるべき
目 標

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態

- 2－1 自衛隊・警察・消防等の被災等による救助・救急活動の停滞
- 2－2 被災地における医療機能の麻痺
- 2－3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
- 2－4 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
- 2－5 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
- 2－6 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

対象の 事態	回避に向けた課題（評価結果）
2－1	①災害時には、救助・救急事象が同時多発することに加え、自衛隊・警察・消防機関等の被災や道路等の損壊によって、組織的な応急活動が実施できなくなることも予想される。このため、自主防災組織を中心とした地域ぐるみの防災協力体制の整備や地域コミュニティ活性化、防災訓練の充実、応急手当の普及促進など、地域が連携した防災体制の確立を図る必要がある。
	②地域防災力の中核となる消防団が市民の安全を確保するため、消防団活動の周知や加入促進を行うとともに、装備品等の充実強化や消防団員を従業員に抱える事業所等を市民に周知する「消防団協力事業所表示制度」の推進を図るなど、消防団員数の減少に伴う地域防災力の低下を防ぐための取組を図る必要がある。
2－2	①災害発生時の医療活動を迅速かつ適切に実施できるよう、医療関係団体等との協力体制を充実することが重要である。
2－3	①市民が、各種検診の受診や生活習慣病の予防をするよう啓発するとともに、病気の早期発見と早期治療を促進し、被災時にも健康を維持できるよう、健康づくりの充実を図る必要がある。
	②災害時における福祉避難所の迅速で的確な開設と円滑な運営のため、要配慮者などを考慮した備蓄品目の充実を図るとともに、心身の状況に応じた支援が行える体制を構築し、あわせて、福祉避難所となる施設においても、避難者の特性に応じて必要となる福祉用具を確保する必要がある。
	③ジェンダーバランスに配慮した避難所運営体制を確保する必要がある。
2－4	①物資供給の長期停止に備えるため、また、指定避難所における避難生活環境改善のため、水、食料、生活物資、避難所運営に必要な資機材等の整備を進めるとともに、備蓄物資の適切な管理や物資の供給等に関する協定締結先の拡大を図る必要がある。
	②発災直後は特に自助による市民自身の備蓄が重要であるため、引き続き家庭での備蓄を促進する啓発などに努めていく必要がある。
	③緊急車両や救援物資運搬車両が通行するための緊急輸送道路をはじめとした幹線道路を整備し、迅速な対応が可能な道路環境を確保することが重要である。
2－5	①帰宅困難者に対する支援の充実強化を図るため、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定を締結する必要がある。
2－6	①平時から、予防接種の促進など疫病や感染症の発生予防のための健康指導を行うとともに、流行情報の提供を実施する必要がある。
	②感染症法に基づく消毒や害虫駆除等に必要な防疫業務用設備等の資機材を確保し、体制の整備を推進する必要がある。
	③医療活動や避難所等における感染症対策に必要な資機材確保を支えるため、交通ネットワーク強化を図る必要がある。

事前に
備えるべき
目 標

3 必要不可欠な行政機能を確保する

起きてはならない最悪の事態

3－1 行政機関の職員・施設の被災、関係機関の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

対象の 事態	回避に向けた課題（評価結果）
3－1	①災害時に、職員の全員が参集できない状況であっても必要な業務や活動を行えるよう、職員は、平時から危機管理意識を養い、災害対応も含めた実践能力の維持・向上に努める必要がある。
	②災害により施設等に大きな被害が発生した場合でも、迅速な復旧・復興ができるような安定的な財政運営を行うとともに、代替施設の準備をしておく必要がある。
	③大規模災害時の市の行政機能を維持し、災害応急対策業務や優先度の高い業務などを継続できる体制をあらかじめ構築するため、業務継続計画を活用しながら、大規模災害時における業務継続体制を確保する必要がある。
	④災害時の防災拠点、避難所（場所）となる施設を中心とした公共施設において、公共施設等マネジメント計画に沿った計画的な点検・改修による老朽化対策を進めるとともに、学校施設長寿命化計画に基づく小中学校大規模改修事業に取り組み、学校施設の耐震性・耐火性等を確保する必要がある。
	⑤災害時の避難所として活用される小中学校屋内運動場について、避難所機能を強化するため小中学校屋内運動場空調設備整備事業に取り組み、耐災害性の向上を図る必要がある。

事前に
備えるべき
目 標

4 経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態

4－1 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響

対象の 事態	回避に向けた課題（評価結果）
4－1	①災害時にも、物資等の市外からの供給機能の低下による不足を生じないよう、農業や工業による市内の生産体制及び商店などの流通供給体制の構築と強化を図る必要がある。
	②経済活動に必要な物流ルートを実際に確保するため、道路等の輸送基盤の整備を着実に進めるとともに、発災後の迅速な輸送経路の啓開については、関係機関と十分に連携・協力する必要がある。

事前に
備えるべき
目 標

5 情報通信サービス、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態

- 5-1 情報サービスや通信インフラの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ
- 5-2 電気・ガス等のエネルギーの長期にわたる供給停止
- 5-3 上下水道施設等の長期にわたる供給・機能停止
- 5-4 交通ネットワークの長期にわたる機能停止

対象の 事態	回避に向けた課題（評価結果）
5-1	①災害情報をすべての市民が受け取ることができるよう、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化を促進する。
	②外国人に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化やITを活用したわかりやすい情報発信等を進める。
5-2	①地域防災計画に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害発生時に業務を維持すべきとされた公共施設において、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコージェネレーションシステム等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を推進する。
5-2 5-3	①県、市及びライフライン事業者により、電気、ガス、上下水道などのライフライン施設の強化を図るとともに、被災した場合には、市及び関係機関においてそれぞれの活動体制を確立した上で相互に連携・協力し、各施設の応急対策や市民への対応等を迅速に実施する必要がある。
5-3	①上下水道の供給停止や下水道の使用停止を想定し、平時からの備蓄について市民への啓発を継続的に実施するとともに避難所等への配布・配備体制の充実を図る必要がある。
	②上下水道施設の老朽化・耐震化対策を進め、大規模自然災害による施設の被害を最小限にとどめる必要がある。
5-4	①災害時には、さまざまな交通の混乱等の発生が予測されるため、道路管理者、警察、民間団体等が連携・協力し、交通秩序の維持等について万全を期する必要がある。
	②災害時に避難路や緊急輸送道路となるなど、都市基盤施設として重要な役割を果たす幹線道路をはじめとした道路環境の整備を進めていく必要がある。
	③災害時の輸送と交通を円滑に行うため、道路施設、道路橋りょう、下水道施設等の老朽化・耐震化対策を実施するとともに、障害物の除去等の管理行為の迅速化や、占用物の耐震性向上について、ライフライン事業者等と協力し推進する必要がある。
	④道路・線路などが局所的に閉鎖となった場合に、別ルートまたは別の手段による移動が確保できるよう、交通ネットワークの充実を図る必要がある。

事前に
備えるべき
目 標

6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態

- 6－1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
- 6－2 必要となる人材の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
- 6－3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ

対象の 事態	回避に向けた課題（評価結果）
6－1	①すみやかに災害廃棄物の処理を行えるよう、近隣市等との連絡を密に行い、当該ごみ発生量の把握、処理計画の立案、実施体制の確保に努め、ごみ処理に万全を期する必要がある。
	②がれきを適正、円滑に処理するとともに、最終処分量の削減を図るため、関係機関との連携により、仮置場の適正配置および計画的な管理、搬入・搬出を通じて、分別を徹底し、できる限り再利用する必要がある。
	③継続的に災害廃棄物の仮置き場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進めるなどの取組を通じ、災害廃棄物処理計画の実効性の確保に取り組む必要がある。
6－2	①市職員に対し、職員災害初動マニュアルを配付するとともに、各種研修や防災訓練、参集訓練等を通じて知識、技術の習得に努めており、引き続きこのような取組が必要である。
	②災害時の応急対策に備え、市内の土木業者や設備業者などと協定を締結しているが、災害時に復旧業務を円滑に行える体制を確保するため、引き続きこのような協定の締結先を増やす取組が必要である。
	③災害時において、市の果たし得る能力には限界があり、多くの被災者に対しきめ細やかな援助を行うためにはボランティアの協力が不可欠である。このため、市民のボランティア精神を高め、ボランティアの能力を十分に発揮し、効果的なボランティア活動を行えるよう受入れや派遣の体制整備に努める必要がある。
6－3	①自治会等の地域コミュニティの活性化対策を講じるとともに、防災訓練等への積極的な参加を市民等に呼びかけ、地域における防災行動力の強化を図る必要がある。
	②災害時における女性、高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上させるため、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するとともに、地域コミュニティにおけるつながり深める取組を充実させる必要がある。
	③大規模災害後の地域コミュニティの再構築を円滑にするため、市民の財産保全、境界紛争の防止及び災害復旧の基礎資料となる地籍調査を着実に実施していく必要がある。
	④大規模な災害が発生した場合には、人命および財産に多大な被害をもたらす可能性があり、こうした場合には被災者の生活再建が急務となるため、各種被災者支援をまとめて「被災者等支援制度」として周知する必要がある。
	⑤被災等による治安の悪化を防ぐためには、市民一人ひとりが防犯知識を習得し、防犯意識を高めることにより、日常生活の中で犯罪にあわないための取組を実践していくことが重要である
	⑥災害時には、さまざまな社会的混乱の発生が予測されるため、平時から警察署や自治会、関係機関が連携し、市民等の生命の安全確保、各種犯罪の予防、取締り、見守り等について万全を期する必要がある。

第3章

地域の強靱化に向けた取組

1 地域の強靱化を推進する上での基本的な方針

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長期間を要するため、防災訓練、防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に強靱化を推進します。

(2) 「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携

地域の強靱化を効果的に推進するためには、行政による支援（公助）のみならず、自分の身は自分で守ること（自助）や、地域コミュニティや自主防災組織、NPOで協力して助け合うこと（共助）が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官と民（市民、コミュニティ、事業者等）が連携と役割分担を行って、一体的に取り組めます。

(3) 公共施設等の効率的かつ効果的な維持管理（社会資本の老朽化対策）

公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、耐震化を含む長寿命化計画の策定等を通じ、効率的かつ効果的な維持管理を行います。

(4) 地域の強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備

人のつながりを重視し、コミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靱化（防災）を推進するリーダーの育成・確保に努め、強靱化を地域社会全体の取組として推進します。

(5) 女性、高齢者、障がい者、子ども、外国人等への配慮

災害時に全ての市民が円滑かつ迅速に避難できるよう、避難に携わる人材の安全確保にも留意した上で、女性、高齢者、障がい者、子ども、外国人等、避難行動へ配慮するとともに、支援が必要な人への支援体制を整備します。

2 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、次表のとおり、第6次春日市総合計画基本計画の各施策に含まれる強靱化に向けた取組を横断的に組み合わせ、市民や関係機関との協働により強靱化を推進します。

また、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組については、第6次春日市総合計画基本計画の各施策のページに記載しています。

第6次春日市総合計画基本計画の政策・施策と「起きてはならない最悪の事態」の関係図			あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ			救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ			
第6次春日市総合計画後期基本計画の政策・施策			1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	2-4
分野	政策	施策	傷大宅大 害生規・規 の等模建模 発にな物地 生る壊・震 る壊文に 多・通伴 教火施う、 の災設、 死の住	発にに足リ情 生よ起、テ報 る因深ラ達 多す刻シの 数るなシの の避交教育備 死難通育備 傷の法のや 者遅滞不防 のれ等 災	数壊池街水突 の・・・地に発 死機防等伴的 傷能災のう又 者不イ浸・は の全ン水長広 発にづや弱域 生よらためな 多損 市洪	救の自 急被衛 活災隊 動等・警 のによ 停察・ 滞 消防 ・等	能被 の災 麻地 に お け る 医 療 機	化のた不劣 に健ら十悪 よ康す分な る・・・な避 死心多難 者理数康生 の状の官活 発皆維理環 生の災が境、 悪者も、	ル命料被 ギに・災 開電地 供わ力に 給る・お の物燃ける 長資料等水 期・等水・ 停工 停 止ネ生食
人 づ く り ・ 地 域 づ く り	1-1 協働のまちづくりの推進	1 地域コミュニティ活動の活性化		○					
		2 市民公益活動の活性化							
		3 地域や団体の交流の場づくり							
	1-2 まちの魅力発信	1 シティプロモーションの推進							
		2 効果的な情報発信		○					
		3 双方向の情報共有		○					
	1-3 多様な学びの支援	1 多様な学びの機会の情報提供							
		2 つながりを深める学びの環境づくり							
		3 図書館活用の推進							
	1-4 文化芸術の振興	1 文化芸術に親しむ機会の提供							
		2 市民の文化芸術活動の支援							
	1-5 スポーツ・運動の推進	1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進						○	
		2 スポーツ活動をささえる環境の充実						○	
		3 地域スポーツ活動の推進							
	1-6 文化財の保存・活用	1 文化財の記録・保存							
		2 文化財の整備・活用							
	1-7 産業の振興	1 商工業の活性化							
		2 農地の活用							
子 育 て ・ 教 育	2-1 妊娠・出産・子育て支援の充実	1 母子保健の向上					○		
		2 子育て家庭の支援		○					
		3 保育環境の充実		○					
	2-2 子どもの健全育成	1 子どもの健やかな育ちの促進		○					
		2 子どもの発達支援		○					
		3 要保護児童対策の推進		○					
	2-3 学校教育の充実	1 きめ細やかな指導体制の一層の充実		○					
		2 児童生徒の心と体づくりの推進						○	
		3 安全・安心な教育環境づくり		○					
	2-4 共育(共に育てる)の充実	1 コミュニティ・スクールの充実							
		2 家庭教育力の充実支援							
		3 地域教育力の充実支援							

		必要不可欠な行政機能を確保する	経済活動を機能不全に陥らせない	情報通信サービス、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる				地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
2-5	2-6	3-1	4-1	5-1	5-2	5-3	5-4	6-1	6-2	6-3
大規模な災害発生時の混乱を防止する	大規模な災害発生時の混乱を防止する	低コストでの行政支援・被災者の生活支援・被災者の生活支援・被災者の生活支援	食料・生活必需品の供給・生活必需品の供給・生活必需品の供給	情報通信サービスの確保・情報通信サービスの確保・情報通信サービスの確保	電気・ガス・水道の供給・電気・ガス・水道の供給・電気・ガス・水道の供給	上水道・下水道の供給・上水道・下水道の供給・上水道・下水道の供給	交通・通信の確保・交通・通信の確保・交通・通信の確保	災害発生時の被害の軽減・災害発生時の被害の軽減・災害発生時の被害の軽減	必要となる人材の確保・必要となる人材の確保・必要となる人材の確保	地域社会・経済の復興・地域社会・経済の復興・地域社会・経済の復興
		○								○
									○	○
									○	○
				○						
				○						○
										○
										○
		○								○
		○							○	
										○
			○							
	○									
										○
										○
		○								
										○
										○
										○

第6次春日市総合計画基本計画の政策・施策と
「起きてはならない最悪の事態」の関係図

第6次春日市総合計画後期基本計画の政策・施策			あらゆる自然災害に対し、 直接死を最大限防ぐ			救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の 健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最 大限防ぐ			
分野	政策	施策	1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	2-4
			傷大宅大 害者規模 の等規模 発生による 倒壊・火災 の被害の住	発生に足り る要因多 く深刻な 被害を被 る者多数 の被害者 の被害者 の被害者 の被害者	数壊池街水突 の、・地に発 死機防等伴的 備能災のう又 者不イ浸は の全ノ水長広 発にづや期的 るのめなな 多損市洪	救助の自衛 急被隊・警 活動のに警 停よ察・消 滞る助・等	能被災地 の災地に おける医 療機	化のた不安 に健康十分 な避難者 死心多数生 者理数健康 の状の管理 の発生被災 環境の被災 者も、	ル食料被 ギに・災地 ―関電地 供わに 給る・お の物給 長資ける 料等水 止ネ生食
健康・福祉	3-1 健康づくり支援の充実	1 健康づくり活動の推進						○	
		2 健康寿命の延伸						○	
		3 感染症対策の推進					○		
	3-2 高齢者支援の充実	1 高齢者の介護予防・自立支援の推進							
		2 在宅高齢者福祉の充実		○					
		3 介護保険サービス提供体制の確保							
		4 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進							
	3-3 障がい者支援の充実	1 障がい者が地域で安心して暮らすための支援の充実		○					
		2 障がい者の社会参加の推進							
		3 障がい者の権利擁護の推進						○	
	3-4 地域共生社会の推進	1 地域福祉の推進	○	○					
		2 生活困窮者対策の推進		○					
		3 複合的な生活課題への総合的な支援		○					
	3-5 人権が尊重される社会の推進	1 人権意識の向上							
		2 人権擁護推進体制の充実		○					
	3-6 ジェンダー平等社会の推進	1 ジェンダー平等の推進体制の充実		○				○	
		2 女性の活躍の促進							
		3 配偶者等からの暴力の根絶		○					
	3-7 社会保障制度の適正な運営	1 国民健康保険・後期高齢者医療制度の適正な運営							
		2 公費医療制度の適正な運営							
		3 生活保護制度の適正な運営と自立支援						○	
		4 国民年金制度の適正な運営							
都市整備・安全安心	4-1 良好な住環境の確保	1 都市空間の形成	○						
		2 景観の形成							
		3 空き家対策の推進	○						
		4 市営住宅の整備	○						
	4-2 交通体系の整備・維持	1 都市計画道路の整備	○	○					○
		2 一般市道の整備	○	○					○
		3 交通結節点の整備	○	○					○
		4 公共交通体系の整備							
	4-3 上下水道の維持・保全	1 安全で安定した水の供給							
		2 汚水施設の整備							
		3 雨水施設の整備			○				
		4 下水道事業の安定経営							

第6次春日市総合計画基本計画の政策・施策と
「起きてはならない最悪の事態」の関係図

あらゆる自然災害に対し、
直接死を最大限防ぐ

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の
健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最
大限防ぐ

第6次春日市総合計画後期基本計画の政策・施策			1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	2-4
分野	政策	施策	発生規模大 生に模、規模 る倒壊、地震 多壊、文に の火通伴う、 の死災の設、 者発の住 の生大	のる刻予報 死避難交ン伝 者の通達達 の遅れ救済の 発生に等の備 よに不や る起足防 多因、災 数す達り	発生イ等に突 生にン伴発 よフ浸う、又 の多のや長は 数損た期広 の壊め域的 死、池な 傷機、市な 者能防街洪 の不災地水	活動被自 動災衛隊 の等に、 滞よ警 る察 救、助、消 救、防、 救等急の	の被 麻災 痺地 にお ける 医 療 機 能	る康す十劣 死、心多な 者数健避 の理状の康 発生徴官生 の災理活 悪者が環 化のも境 に健た、 よ、ら不	ギに料被 一関、災 供わ電地 給る力に の物、お 長資、け 期、料、 工等、水、 止等、 ネル、生 命
都市整備・安全安心	4-4 憩いの空間の整備・維持	1 自然環境の保護							
		2 公園、緑地の整備	○						
		3 たため池の保全等			○				
	4-5 環境保全と循環型社会の推進	1 地球環境の保全							
		2 生活環境の保全							
		3 循環型社会の推進							
		4 効率的なごみ処理等の推進							
	4-6 防災体制の充実	1 地域防災体制の整備	○	○		○			
		2 災害対策の推進	○	○	○	○	○	○	○
		3 消防・救急体制の充実				○	○		
		4 危機管理対策の推進	○	○	○	○	○	○	○
	4-7 暮らしの安全の確保	1 地域防犯活動の推進							
		2 消費者の安全確保							
		3 交通安全対策の推進							
行政経営	5-1 効果的・効率的な行政運営	1 行政マネジメントの推進							
		2 職員の人材育成と組織力の向上							
		3 適切な担い手による公共サービスの提供							
		4 広域行政の推進							
		5 DXの推進							
		6 窓口サービスの向上と適正な処理							
	5-2 持続可能な財政運営	1 持続可能な財政運営							
		2 自主財源の確保							
		3 市税の適正課税							
		4 市税収納率の向上と滞納額の縮減							
		5 公共施設等の適正な管理と有効活用							
	5-3 透明性・公平性の高い行政運営	1 行政の透明性の確保							
		2 適正な財務事務処理							
		3 監査機能の充実							
		4 円滑な議会運営							
		5 選挙の適正な執行と投票率の向上							

		必要不可欠な行政機能を確保する	経済活動を機能不全に陥らせない	情報通信サービス、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる				地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
2-5	2-6	3-1	4-1	5-1	5-2	5-3	5-4	6-1	6-2	6-3
者大の量かつ長期の混乱の帰宅困難	下災害大害と規模な同時発生による大幅な低下	政支被行政機能の制約、大の復興職員、低下による施設への影響	大に食料等の経済活動への停滞	れ難フ情報サービスの機能停止や支援の遅延	停ギ電止・長期にわたるエネルギー供給	わ上下水道施設等の機能停止に	に交わ通たネットワークの長期	運よ災害復興物資の復興の理大停幅に	運よ必要復興となる復興材の大幅な不足	復壊地域・治安の悪化、大化の遅延による
								○		
				○						○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
										○
										○
							○			
		○								
○										
				○				○		
		○								
		○								
		○								
		○								

※「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組がある施策の欄に「●」を記しています。

資 料

第6次総合計画 基本構想	94
策定経過	100
市民参画	101
春日市総合計画条例	104
春日市総合計画条例施行規則	106
第6次春日市総合計画前期基本計画における指標の状況	109
用語解説	117

第1章 将来都市像

春日市は、第5次春日市総合計画において、将来都市像「住みよさ発見 市民都市かすが」を掲げ、市民と行政の協働により、一人ひとりの住みよさを実現するまちづくりを進めてまいりました。

社会経済情勢の急激な変化や、市民の価値観、生活様式の多様化がますます進んでいる昨今においても、住みよさの実現は春日市が常に追い求めるべきものです。これからも市民ニーズをしっかりと捉え、市民が住みよさを実感できるまちを目指します。

一方で、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、大規模な自然災害の発生などによる安全・安心への関心の高まり、そしてインフラ、公共施設などの社会資本の老朽化といった様々な課題があります。これらの課題を乗り越えるためには、これまで以上に協働のまちづくりを推進することが重要となります。

そのために、
市民と市民が、市民と地域が、市民と行政が、地域と行政が「つながる」
つながりを、子どもを、地域を、くらしを、未来を「はぐくむ」
つながり、はぐくみながらみんなで「支え合う」
そのような「まち」を目指します。

このような思いを込めて、春日市が目指す10年後の姿として、第6次春日市総合計画の将来都市像を次のとおり掲げます。

住みよさ実感都市 かすが
～ つながる はぐくむ 支え合う ～

第2章 まちづくりの基本理念

将来都市像「住みよさ実感都市 かすが 〜つながる はぐくむ 支え合う〜」を実現するため、春日市がまちづくりを推進するに当たって、常に踏まえるべき基本的な理念を、次のとおり掲げます。

誰もが住み続けたいと思えるまちづくり

良好な住環境、教育、福祉、活力あふれる地域コミュニティといった春日市ならではの魅力を高め、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを行います。

みんなが活躍する協働のまちづくり

市民、地域、事業者、団体、行政といった様々な地域社会の担い手が、つながりを広げながら、お互いを尊重し、補い合い、協働し、活躍することができるまちづくりを行います。

未来へつなげるまちづくり

少子高齢化や人口減少問題、厳しい財政状況といった様々な課題に対応しつつ、これまで築き上げてきた市の魅力や住みよさを、未来の世代に確実に引き継ぐことができる持続可能なまちづくりを行います。

第3章 まちづくりの基本方針

1 まちづくりの基本目標

将来都市像の実現に向けて、各分野で取り組むまちづくりの基本的な方向性を示すため、次の5つの目標を掲げます。

基本目標1 人と地域がつながり、豊かさとにぎわいを生み出すまち

～ 人づくり・地域づくり ～

市民一人ひとりが、地域での活動や文化芸術・スポーツ活動などを通して、生涯にわたって心豊かに暮らすことができるまちを目指します。

また、市民一人ひとりが、市民同士のつながりと地域とのつながりを広げ、協働しながら、様々な場面で活躍することで、地域コミュニティや歴史、文化、産業といった地域の魅力が高まり、地域全体ににぎわいが生まれるまちを目指します。

基本目標2 安心して子育てができ、子どもがすくすくと成長できるまち

～ 子育て・教育 ～

子どもを安心して産み育てられる環境の充実を図り、子育て世代が住みたい、住み続けたいと思うまちを目指します。

また、行政と学校、家庭、地域が連携協力して、子育てと教育に取り組み、未来を担う子どもたちが、その権利を守られ、豊かな人間性と生きる力をはぐくみながら、すくすくと成長できるまちを目指します。

基本目標3 みんなで支え合い、誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち

～ 健康・福祉 ～

全ての市民が、性別や年齢、国籍、障がいの有無などにかかわらず、個人として尊重され、心身ともに健康で、自分らしくいきいきと暮らすことができるまちを目指します。

また、地域のつながりを深め、お互いに支え合いながら、誰もが孤立せず、安心して暮らすことができるまちを目指します。

基本目標4 良好な住環境の中で、安心して快適に暮らせるまち

～ 都市整備・安全安心 ～

市民の生活を支える良好な都市空間と生活環境を整え、誰もが快適に暮らせるまちを目指します。

また、災害に強く、犯罪や事故などから市民の生命・財産が守られ、誰もが安心して安全に暮らすことができるまちを目指します。

基本目標5 持続可能で、市民から信頼される行政経営

～ 行政経営 ～

社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応しつつ、質の高い行政サービスを将来にわたって維持していくため、行財政改革を積極的に行い、限りある経営資源を効果的かつ効率的に活用することで、持続可能な行政経営を進めます。

また、事務を適正に行い、透明性・公平性の高い行政運営を行うことで、引き続き市民から信頼される行政を目指します。

2 基本目標を達成するための政策（体系）

基本目標を達成するため、市が行う政策（体系）を、次のとおり定めます。

基本目標	政 策
≪基本目標1≫ 人と地域がつながり、 豊かさとしにぎわいを生み出すまち	1 協働のまちづくりの推進
	2 まちの魅力発信
	3 多様な学びの支援
	4 文化芸術の振興
	5 スポーツ・運動の推進
	6 文化財の保存・活用
	7 産業の振興
≪基本目標2≫ 安心して子育てができ、 子どもがすくすくと成長できるまち	1 妊娠・出産・子育て支援の充実
	2 子どもの健全育成
	3 学校教育の充実
	4 共育（共に育てる）の充実
≪基本目標3≫ みんなで支え合い、 誰もが健やかに いきいきと暮らせるまち	1 健康づくり支援の充実
	2 高齢者支援の充実
	3 障がい者支援の充実
	4 地域共生社会の推進
	5 人権が尊重される社会の推進
	6 男女共同参画社会の推進
	7 社会保障制度の適正な運営

基本目標	政 策
≪基本目標 4≫ 良好な住環境の中で、 安心して快適に暮らせるまち	1 良好な住環境の確保
	2 交通体系の整備・維持
	3 上下水道の維持・保全
	4 憩いの空間の整備・維持
	5 環境保全と循環型社会の推進
	6 防災体制の充実
	7 暮らしの安全の確保
≪基本目標 5≫ 持続可能で、 市民から信頼される行政経営	1 効果的・効率的な行政運営
	2 持続可能な財政運営
	3 透明性・公平性の高い行政運営

策定経過

年度	実施時期	内容	策定手法
6 年度	9月～10月	市民意識調査	市民参画
	10月	第1回 策定委員会（策定方針）	
		策定方針決定	
7 年度	5～6月	第6次総合計画進捗調査	職員参画
	6月	各担当ヒアリング	職員参画
	6月	次世代ワークショップ①（春日西中学校）	市民参画
	10月	次世代ワークショップ②（春日中学校）	市民参画
	11月	市民ワークショップ	市民参画
	12月	第1回 策定委員会（後期基本計画原案）	
	1月	第2回 策定委員会（施策体系案）	
	2月	後期基本計画原案パブリックコメント	市民参画
	3月	第3回策定委員会（後期基本計画原案）	
	3月	後期基本計画決定	

市民参画

1 市民意識調査

この総合計画を策定するための基礎資料として活用するため、無作為抽出した市民に対し、「住みよさ」や「施策の満足度」などについての意識を調査しました。

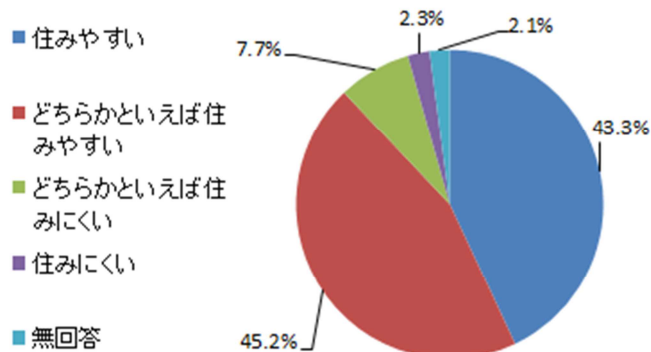
[調査概要]

- ① 調査対象 18 歳以上の市民 2,000 人
- ② 調査方法 郵送による配布・回収、郵送による配布・Web による回答
- ③ 調査期間 令和 6 年 9 月～10 月
- ④ 有効回収数 670 件 (33.5%)

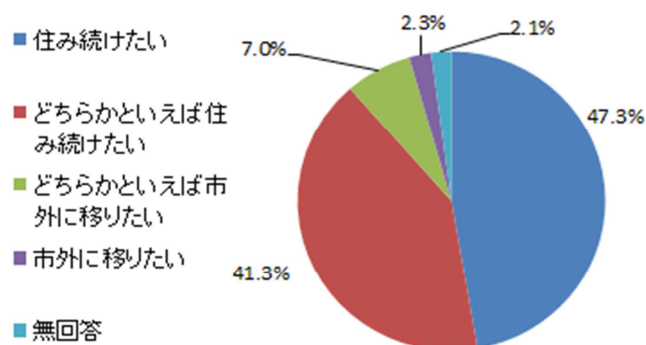
[春日市の住みよさ]

約 8 割以上の回答者が、春日市は住みやすいと思う、住み続けたいと回答しています。

① 住みやすいと思う



② 住み続けたいか



[全 41 項目における市民意識]

① 満足度が高い 5 項目

順位	項目	満足度
1	上水道の安定供給	91.8%
2	消防、救急体制の充実	87.3%
3	リサイクルの促進	84.4%
4	公園の整備	75.8%
5	学校教育の充実	72.7%

② 満足度が低い 5 項目

順位	項目	満足度
39	歩道整備	45.0%
40	認知症の方への理解と共生	41.1%
41	市民の行政への参加意欲の向上	40.6%
42	商店街の活性化	35.7%
43	安全で快適な交通の確保	27.3%

③ 行政が特に力を入れていくべきもの上位 3 項目

順位	項目
1	仕事と育児の両立支援
2	バス、鉄道など公共交通の整備
3	高齢者の生活支援

④ 市民が積極的に関わった方がよいもの上位 3 項目

順位	項目
1	防犯意識の向上
2	子どもを育む地域の輪の創出
3	リサイクルの促進

2 市民ワークショップ

まちづくりについての課題や今後の方向性について、幅広く市民目線での意見を聴取するため、市民ワークショップを行いました。

(1) 次世代ワークショップ（テーマ：考えよう！未来の春日市）

[春日西中学校]

- ① 実施日 令和7年6月18日
- ② 参加者 22名（よのなか科受講生）

[春日中学校]

- ① 実施日 令和7年10月2日
- ② 参加者 20名（かすが塾受講生）



(2) 市民ワークショップ

（テーマ：若者（20代～30代）に選ばれる定住志向のベッドタウンにするためには？）

- ① 実施日 令和7年11月28日
- ② 参加者 12名（参加者公募型）



3 パブリックコメント

後期基本計画の原案を広く公表し、意見を求めました。

- ① 実施期間 令和8年2月2日～令和8年2月20日
- ② 意見 2名11件

○春日市総合計画条例

令和元年 7月3日

条 例 第 2 号

(趣旨)

第1条 この条例は、市の総合計画に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 市政全般にわたる総合的な計画であって、基本構想、基本計画及び実施計画により構成されるものをいう。

(2) 基本構想 総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市が目指す将来像並びに市のまちづくりの基本的な理念及び方針を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想に基づき策定する市政全般に係る基本的な施策に関する計画をいう。

(4) 実施計画 基本計画に基づき策定する具体的な事務事業の実施に関する計画をいう。

(策定)

第3条 市長は、総合計画を策定しなければならない。

(調査等)

第4条 市長は、総合計画の策定に当たっては、地域の実情、社会情勢の変化等を踏まえた上で、適切な計画の期間を定め、当該期間における行財政に関する見通しについて調査及び検討を行うものとする。

2 市長は、基本構想及び基本計画の策定に当たっては、これらの内容に市民の意見を十分に反映させるため必要な措置を講じなければならない。

(春日市総合計画審議会への諮問)

第5条 市長は、基本構想の策定、変更又は廃止(以下「策定等」という。)をしようとするときは、あらかじめ、春日市総合計画審議会条例(昭和45年条例第27号)に規定する春日市総合計画審議会に諮問するものとする。ただし、基本構想の変更をしようとする場合であって、当該変更が軽微なものであると市長が認めるときは、この限りでない。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想の策定等をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第7条 市長は、総合計画の策定等をしたときは、その内容を公表しなければならない。

(総合計画への適合)

第 8 条 市長その他の執行機関は、市の施策に関する計画の策定又は変更をしようとするときは、総合計画に適合したものとなるよう努めるものとする。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に策定する総合計画について適用し、同日前に策定した総合計画については、なお従前の例による。

(春日市総合計画審議会条例の一部改正)

3 春日市総合計画審議会条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中「本市の将来目標と総合計画を明らかにし、市勢の振興をはかる春日市総合計画」を「春日市総合計画条例(令和元年条例第 2 号)第 2 条第 1 号に規定する総合計画」に改める。

○春日市総合計画条例施行規則

令和元年 7月3日

規 則 第 7 号

(趣旨)

第1条 この規則は、春日市総合計画条例(令和元年条例第2号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合計画策定委員会の設置)

第2条 基本構想及び基本計画の策定に関する事務を処理するため、総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 総合計画の策定に関する方針(以下「策定方針」という。)に関すること。
- (2) 基本構想及び基本計画の原案に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、副市長、部長及び部長相当職(議会事務局長を含む。)をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(研究会)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係職員等をもって組織する研究会を置くことができる。

2 研究会は、基本構想及び基本計画の原案に関し、基礎的な調査及び研究を行うものとする。

(実施計画の策定方針)

第6条 経営企画部長は、市長の命を受けて実施計画の策定方針を定め、他の部長及び部長相当職(議会事務局長を含む。)に通知する。

(庶務)

第7条 総合計画に関する庶務は、経営企画部経営企画課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、この規則の施行の日以後に策定する総合計画について適用し、同日前に策定した総合計画については、なお従前の例による。

第 6 次春日市総合計画前期基本計画における 指標の状況

第6次春日市総合計画前期基本計画における指標の状況

(1) 基本目標1 人と地域がつながり、豊かさとにぎわいを生み出すまち

指標の名称	(計画策定時点)の現状値		目標値		実績値(最新値)	
	数値	年度(時点)	数値	年度	数値	年度(時点)
1-1 協働のまちづくりの推進						
自治会加入率	74.4%	令和2 (R2.4月時点)	76.0%	令和7	71.6%	令和6 (令和6.4時点)
地域活動・ボランティア活動などを行っている市民の割合	15.7%	平成30 (H30.12月時点)	20.0%	令和7	10.6%	令和6
市民活動の活性化に対する市民の満足度	77.7%	平成30 (H30.12月時点)	↗	令和7	71.7%	令和6
1-2 まちの魅力発信						
市民の行政への参加意欲の向上に対する市民の満足度	56.7%	平成30 (H30.12月時点)	65.0%	令和7	40.6%	令和6
市に対する誇りがある市民の割合	41.4%	令和元 (R2.2時点)	50.0%	令和7	77.6%	令和6
市に対する愛着がある市民の割合	63.1%	令和元 (R2.2時点)	70.0%	令和7	77.6%	令和6
1-3 多様な学びの支援						
生涯学習の場の提供に対する市民の満足度	59.8%	平成30 (H30.12月時点)	↗	令和7	52.4%	令和6
生涯学習成果を社会に生かすことに対する市民の満足度	59.8%	平成30 (H30.12月時点)	↗	令和7	49.9%	令和6
市民図書館利用者満足度	95.0%	令和元 (R1.12月時点)	↗	令和7	97.1%	令和6
市内小中学生の読書率	小学6年生 80.1% 中学3年生 56.5%	令和元 (H31.4月時点)	小学6年生 85.0% 中学3年生 60.0%	令和7	小学6年生 76.4% 中学3年生 54.4%	令和5 (R5.4月時点)
1-4 文化芸術の振興						
文化芸術にふれる機会の充実にに対する市民の満足度	58.1%	平成30 (H30.12月時点)	↗	令和7	46.7%	令和6
ふれあい文化センター施設利用率	68.5%	令和元年 (R01.3月末時点)	78.0%	令和7	70.1%	令和6
音楽の五手箱事業 実施件数	24件	令和元年 (R01.3月末時点)	35件	令和7	21件	令和6年
春日市文化祭来場者数	9,451人	令和元年 (R01.11月時点)	10,000人	令和7	10,067人	令和6

1-5 スポーツ・運動の推進						
成人の週1回以上のスポーツ・運動の実施率	51.2%	平成29 (H29.8月時点)	65.0%	令和7	37.6%	令和6
1年間に、スポーツを支える活動に参加したことがある人の割合	7.2%	平成29 (H29.8月時点)	15.0%	令和7	7.0%	令和6
1年間に、スポーツを現地で観戦したことのある人の割合	50.0%	平成29 (H29.8月時点)	65.0%	令和7	31.5%	令和6
1年間に、スポーツイベント、大会に参加したことがある人の割合	22.0%	平成29 (H29.8月時点)	30.0%	令和7	13.0%	令和6
1-6 文化財の保存・活用						
歴史遺産や文化財の保全・継承・活用に対する市民の重要度	74.7%	平成30 (H30.12月時点)	↗	令和7	75.6%	令和6
歴史資料館の来館者数	11,763人	令和元 (R2.3月末時点)	12,600人	令和7	25,319人	令和6
1-7 産業の振興						
地元の商店・商店街の活性化に対する市民の満足度	41.3%	平成30 (平成30.12月時点)	↗	令和7	35.7%	令和6
創業計画支援を受け、創業まで至った件数(平成27年度からの延べ件数)	79件	令和元	125	令和7	168	令和6

(2) 基本目標 2 安心して子育てができ、子どもがすくすくと成長できるまち

指標の名称	(計画策定時点の)現状値		目標値		実績値(最新値)	
	数値	年度 (時点)	数値	年度	数値	年度 (時点)
2-1 妊娠・出産・子育て支援の充実						
子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所がない親の割合(就学前)	3.4%	令和元 (H31.4月時点)	1.0%	令和7	5.4%	令和5 (R6.3月時点)
子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所がない親の割合(小学生)	7.2%	令和元 (H31.4月時点)	3.0%	令和7	9.3%	令和5 (R6.3月時点)
産後退院してからの1カ月程度の助産師・保健師からの指導・ケアを十分に受けることができたと答えた人の割合	83.7%	平成30	85%	令和7	84.6%	令和6
保育所の待機児童数	33人	令和2 (R02.4月時点)	0人	令和7	0人	令和6
2-2 子どもの健全育成						
放課後児童健全育成事業の待機児童数	0人	令和元	0人	令和7	0人	令和6
児童センター利用者数	141,815人	令和元	173,000人	令和7	140,494人	令和6 (R7.3月末時点)
子どもの発達、気になる情緒や行動に関することで悩んでいるが、誰にも相談していない市民の割合	就学前3.4% 小学生6.0%	令和元	就学前2.0% 小学生5.0%	令和7	就学前7.6% 小学生5.4%	令和5
2-3 学校教育の充実						
全国学力・学習状況調査結果 小学生(国語、算数) 中学生(国語、数学、英語)	全国平均以上 (全教科)	令和元	全国平均以上 (全教科)	令和7	全国平均以上 (全教科)	令和6
自分に、よいところがあると思っている児童生徒数の割合	児童 82.6% 生徒 76.8%	平成31 (H31.4月時点)	児童 85.0% 生徒 80.0%	令和7	児童 83.5% 生徒 82.2%	令和6
全国体力・運動能力調査結果 (小5・中2)	全国平均以上 (体力合計点)	令和元 (R02.1月時点)	全国平均以上 (全種目)	令和7	全国平均以上 (体力合計点)	令和6
学校教育の充実に対する市民の満足度	77.3%	平成30	↗	令和7	72.7%	令和6
2-4 共育(共に育てる)の推進						
コミュニティ・スクールの認知度	53.9%	平成30年度	55.0%	令和7	51.4%	令和6
コミュニティ・スクールへの参加度	21.1%	平成30年度	22.5%	令和7	21.8%	令和6
家庭・地域・学校が連携した子どもを育む地域の輪の広がりに対する市民の満足度	71.3%	平成30 (H30.12月時点)	↗	令和7	64.4%	令和6

(3) 基本目標3 みんなで支え合い、誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち

指標の名称	(計画策定時点の)現状値		目標値		実績値(最新値)	
	数値	年度 (時点)	数値	年度	数値	年度 (時点)
3-1 健康づくり支援の充実						
国民健康保険特定健康診査の受診率	27.4%	平成30 (H31.10月時点)	34.0%	令和7	28.7%	令和5
国民健康保険特定保健指導の実施率	53.1%	平成30 (H31.10月時点)	64.0%	令和7	49.2%	令和5
国民健康保険特定健康診査受診者のうちメタボリックシンドロームの該当者の割合	15.5%	平成30 (H31.10月時点)	14.0%	令和7	17.6%	令和5
3-2 高齢者支援の充実						
要介護・要支援認定を受けている人の割合	15.77%	令和元 (R1.9月末時点)	17.04%を 上回らない	令和7	16.53%	令和6
介護予防ボランティアポイント活動者数(実)	526人	令和元 (R2.3月時点)	526人	令和7	406人	令和5 (R6.3月時点)
介護予防事業参加数(延)	40,748人	令和元 (R2.3月時点)	43,000人以上	令和7	34,369人	令和6
3-3 障がい者支援の充実						
障がい者に対する市民の理解と社会参加に関する市民の満足度	59.2%	平成30 (H30.12月時点)	↗	令和7	47.6%	令和6
福祉施設から一般就労に移行した障がい者数	15人	令和元	21人	令和7	19人	令和6
3-4 地域共生社会の推進						
「たまに立ち話をする程度」以上の近所づきあいをしている市民の割合	40.7%	令和2 (R2.9月時点)	60.0%	令和7	38.6%	令和7
暮らしの中でおこる生活上の問題で、高齢者や障がい者に対して住民同士で協力することが必要と考える市民の割合	42.8%	令和2 (R2.9月時点)	↗	令和7	43.1%	令和7
保健・福祉の情報提供・相談体制に対する市民の満足度	19.4%	令和2 (R2.9月時点)	↗	令和7	21.0%	令和7

指標の名称	(計画策定時点の)現状値		目標値		実績値(最新値)	
	数値	年度 (時点)	数値	年度	数値	年度 (時点)
3-5 人権が尊重される社会の推進						
人権問題に対して関心がある市民の割合	68.4%	平成29	↗	令和7	69.5%	令和5
差別や人権侵害を受けたと感じた市民の割合	46.0%	平成29	↘	令和7	55.9%	令和5
3-6 男女共同参画社会の推進						
職場で「男女の地位が平等である」と感じる市民の割合	21.5%	令和元 (R2. 3月)	↗	令和7	25.3%	令和6
家庭生活で「男女の地位が平等である」と感じる市民の割合	26.7%	令和元 (R2. 3月)	↗	令和7	27.2%	令和6
配偶者や恋人関係にあった人から暴力を受けた経験のある人の割合(過去3年間)	10.7%	令和元 (R2. 3月)	↘	令和7	12.2%	令和6
3-7 社会保障制度の適正な運営						
国民健康保険税収納率(現年度分)	96.12%	平成30 (決算値) 現年度分 還付未済除く	96.13%	令和7	97.24%	令和5 (決算値)
後期高齢者医療保険料収納率(現年度分)	99.56%	平成30 (決算値) 現年度分 還付未済除く	99.57%	令和7	99.84%	令和5 (決算値)
国民健康保険被保険者1人当たりの医療費が低い県内市町村の順位	60団体中2位	平成30 (速報値)	60団体中1位	令和7 (速報値)	60団体中4位	令和5
後期高齢者医療被保険者1人当たりの医療費が低い県内市町村の順位	60団体中32位	平成30 (速報値)	60団体中25位	令和7 (速報値)	60団体中29位	令和5

(4) 基本目標 4 良好な住環境の中で、安心して快適に暮らせるまち

指標の名称	(計画策定時点の)現状値		目標値		実績値(最新値)	
	数値	年度 (時点)	数値	年度	数値	年度 (時点)
4-1 良好な住環境の確保						
市民の居住意向(住み続けたい)	91.4%	平成30 (H30.12月時点)	↗	令和7	88.6%	令和6
良好な住環境の形成に対する市民の満足度	61.4%	平成30 (H30.12月時点)	↗	令和7	57.7%	令和6
地籍調査事業の進捗率	58.0%	令和元 (R2.3月時点)	66%	令和7	66.1%	令和6 (R7.1月時点)
特定空家等の認定件数	3件	令和2年12月時点	2件以下	令和7	4件	令和6
4-2 交通体系の整備・維持						
都市計画道路の整備率	76.1%	令和元 (R2.3月末時点)	78.7%	令和7	76.2%	令和6
歩道の環境整備に対する市民の満足度	43.1%	平成30年度 (H30.12月時点)	↗	令和7	45.0%	令和6
コミュニティバス「やよい」利用者数	284,540人	令和元 (R2.3月時点)	300,000人	令和7	331,857人	令和6
4-3 上下水道の維持・安全						
上水道の安定供給に対する市民の満足度	91.3%	平成30 (H30.12月時点)	↗	令和7	91.8%	令和6
雨水幹線整備率	64.2%	令和元 (R2.3月時点)	64.4%	令和7	64.6%	令和6
下水道事業会計の経常収支比率	119.5%	平成30 (H31.3月時点)	115%以上	令和7	121.0%	令和6
4-4 憩いの空間の整備・維持						
公園の整備に対する市民満足度	73.5%	平成30 (H30.12月時点)	↗	令和7	75.8%	令和6
緑化の推進に対する市民満足度	64.6%	平成30 (H30.12月時点)	↗	令和7	61.9%	令和6

指標の名称	(計画策定時点の)現状値		目標値		実績値(最新値)	
	数値	年度 (時点)	数値	年度	数値	年度 (時点)
4-5 環境保全と循環型社会の推進						
市内二酸化炭素排出量	427,550t-CO2	平成29	399,674t-CO2	令和7	380,396t-CO2	令和4
市民一人当たりの1日のごみ排出量	523g/人日	令和元	515g/人日	令和7	477g/人日	令和6
4-6 防災体制の充実						
自主防災組織訓練の実施割合	80.0%	令和元 (R2.3月末時点)	100%	令和7	94.3%	令和6
ご近所のつながりカードの登録率 ※R4～名称変更	34.5%	令和元	50.0%	令和7	28.8%	令和6
災害時の避難場所を知っている市民の割合	73.9%	令和元	90.0%	令和7	81.0%	令和6
消防団員の人数	112人	令和2年4月	128人	令和7	99人	令和6
4-7 暮らしの安全の確保						
犯罪発生件数	502件	令和2	450件以下	令和7	598件	令和6 (令和7年1月)
消費生活センター相談件数	835件	令和元	910件	令和7	668件	令和6
交通事故発生件数	495件	令和2	450件以下	令和7	474件	令和6 (令和7年1月)

(5) 基本目標 5 持続可能で、市民から信頼される行政経営

指標の名称	(計画策定時点の)現状値		目標値		実績値(最新値)	
	数値	年度 (時点)	数値	年度	数値	年度 (時点)
5-1 効果的・効率的な行政運営						
行政運営の効率化に対する市民の満足度	59.6%	平成30 (H30.12月時点)	↗	令和7	48.5%	令和6
マイナンバー制度における情報連携可能な事務手続における省略可能な書類の省略実施割合	37.2%	令和2 (R2.11月時点)	100%	令和7	71.9%	令和6
マイナンバーカード交付率	15.8%	令和2年 (R2.4月時点)	100%	令和7	90.4%	令和6
5-2 持続可能な財政運営						
健全化判断比率における早期健全化基準	基準値未満	平成30	基準値未満	令和7	基準値未満	令和6
市税の平均収納率	99.52%	平成30年度 (決算値) 現年度分 還付未済除く	現年分 99.53%	令和7	99.71%	令和6
公共施設等総合管理計画に沿った公共建築物の改修等の実施	10件	平成30	52件	令和7	46件	令和6
5-3 透明性・公平性の高い行政運営						
不服申立てがなされ、申立てが認容された行政処分の件数	1件	令和2 (R2.5月時点)	0件	令和7	0件	令和6
春日市長選挙の投票率	42.48%	令和元 (H31.4月時点)	45.00%	令和7	42.48%	令和5 (R5.4時点)
春日市議会議員一般選挙の投票率	42.48%	令和元 (H31.4月時点)	45.00%	令和7	42.48%	令和5 (R5.4時点)

用語解説

【ア行】

ICT（アイシーティ）

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。インターネット等の通信技術を活用し、情報、知識の伝達や共有を容易にする情報通信技術のこと。

一部事務組合

地方自治法に基づき、複数の地方公共団体が、行政サービス等の一部を共同で行うことを目的として設置する特別地方公共団体。

SNS（エスエヌエス）

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。個人あらゆる立場の人が対等にコミュニケーションを取れるのが特徴。インターネットに繋がる環境があれば、スマホ、パソコンなどで交流できるサービスの総称。

オンライン申請

従来書面によって行っていた申請・届出等をインターネットを介して行うこと。オンライン申請により、行政機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスからインターネットでの申請・届出や証明書の取得が可能となる。

【カ行】

会計年度任用職員

地方公務員法及び地方自治法の改正により、令和2（2020）年度に新設された一般職の非常勤職員。これまでの臨時職員、嘱託職員及び非常勤特別職の職員の一部が、この職員区分に整理された。

学校運営協議会

学校・家庭・地域の代表が学校運営や教育活動について協議する合議制の機関。

関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

監査委員

公正で効率的な行政を確保するために、地方自治法の規定により設置される機関。市の財務に関する事務の執行等について、監査等を行う。

GIGAスクール構想

文部科学省が提言する、1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校 ICT 環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的とした構想。

基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務等を実施し、地域の実情に応じて障がい者やその家族に必要な支援や情報提供を行う場所。

基幹統計

国勢調査など、総務大臣等が指定する特に重要な統計。

基本的生活習慣

子どもが心身ともに健康に育つために生活の基盤となるもので、日常生活の基本となる「食事・睡眠・排泄・清潔・衣服の着脱」の5つの生活習慣。

経営会議

市長、副市長、教育長及び部長相当職の職員で組織する、市の政策を決定するための調整機関。重要な事項及び各部間の調整が必要な事項等について審議及び調整を行う。

健全化判断比率

自治体の財政状況が健全な状態かを判断する指標。指標は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4種類あり、法律で毎年度公表するように義務付けられている。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりや認知症の高齢者、障がい者等の適切な権利の行使の支援、権利侵害の解消・予防を行うこと。

健康管理支援相談員

保健師又は看護師の資格を有し、医療又は福祉現場における相談等の実務経験がある人で、生活保護受給者に対して生活習慣病の保健指導や適正受診指導などを行うもの。

高度地区

建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。

合理的配慮

誰もが生まれながらに平等に持っている人権を行使できるよう、過重な負担にならない範囲で障がいの特性に合わせて支援等を行うこと。

ご近所のつながり活動

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、自治会が主体となって、日常的な見守りやちょっとした困りごとへの対応等を行う活動。

国民健康保険特定健康診査

40歳以上の国民健康保険加入者を対象とし、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目した健診。

こども家庭センター

虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への対応まで、切れ目なく、漏れなく対応するため、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関。いきいきプラザ内に設置している。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会を設置した学校をいう。本市では、学校・家庭・地域の三者が行う共に子どもを育てる活動（地域学校協働活動）を含めてコミュニティ・スクールと呼ぶ。

コミュニティバス

公共交通空白地の補完、高齢者や障がい者などの社会参加の支援、公共公益施設の利便性向上などを目的に、自治体が主体となって運行するバス。

【サ行】

ジェネリック医薬品

厚生労働省の許可を得て製造販売される、新薬（先発医薬品）と同じ有効成分を含む後発医薬品。

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域・近隣同士の助け合い・協力意識により、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行うため、自主的に結成された組織。

史跡

古墳、城跡などの遺跡のうち、歴史上または学術上価値の高いもので、国や地方公共団体により指定されたもの。史跡の中でも特にそれらの価値が高いものは、特別史跡に指定される。

自治会加入促進・地域活性化応援事業「春PASS」

自治会加入促進、市内商工業の振興、地域活性化を目的に、市と自治会連合会が共同で行っている自治会加入世帯の応援特典事業。協力店で「春PASS(自治会員証)」を提示することで特典やサービスを受けることができる。

指定管理者制度

公の施設の管理運営を、民間企業やNPO法人などに委ねる制度。民間事業者が施設の管理運営を委ねることで、民間事業者が持つノウハウを活用して、住民サービスを向上させるとともに、施設管理の効率化を推進することを目的としている。

シティプロモーション

地域再生、観光振興、住民協働等の様々な目的のもと、地域の活性化や、自治体の知名度向上等を図る取組。

児童虐待

親又は親に代わる保護者が、18歳未満の児童に対し、身体的虐待（外傷をもたらす暴行など）、性的虐待（おいせつ行為の強制など）、ネグレクト（心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置など、保護者としての養育行為を著しく怠ること）、心理的虐待（著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）を行うこと。

児童センター

0歳から18歳未満の児童を対象とした児童厚生施設のこと。さまざまな行事や遊び、居場所の提供を通じて、児童の健全育成、子育て家庭の支援、地域コミュニティとの交流活動の促進などを行う。

主権者教育

市民と政治の関わりの中で、集団への所属意識、権利の享受や責任・義務の履行、公的な事柄への関心関与などを開発し、社会参加に必要な知識、技能、価値観を習得させる教育。

主体的・対話的で深い学び

学習指導要領において求められる児童生徒の学びの姿。「主体的な学び」とは、学習課題に興味や関心を持ち、見通しをもって取り組み、学習活動を振り返りながら次の学びに向かうこと。「対話的な学び」とは、子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先人の考え等を手がかりに自分の考えを深めること。「深い学び」とは、獲得した知識を相互に関連付け、より深く理解する過程をたどりながら、新たな思考に向かうこと。

循環型社会

廃棄物等の発生を抑え、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用して、適正な廃棄物の処理を行い、天然資源の消費を抑制することで、環境への負荷をできる限り減らす社会。

ジェンダー

身体的性別（セックス）に対して、社会的・文化的に形成された性別のこと。

食育

望ましい食習慣を身につけることをはじめ、食卓での団らんを通じて社会性を育んだり、食文化を理解したりすることも含む幅広い教育。

自律経営予算

各所管に財源を配分し、各所管が配分された財源の範囲で創意工夫して予算を計上する予算編成方式。組織のマネジメント力の向上により、市民の福祉の増進を図ることを目的としている。

住宅セーフティーネット

経済的な危機に陥っても、最低限の安全を保障する社会的な制度や対策の一環として、住宅に困窮する世帯に対する住宅施策。

人権擁護委員

人権侵害に関する相談や事件の調査処理を行うために、法務大臣が委嘱する民間ボランティア。

信用保証料

融資を受ける者が、信用保証を委託するために信用保証協会（中小企業・小規模事業者の金融円滑化を目的とし、信用保証協会法にもとづいて設立された公的機関）に支払う費用。

スタッフ会議

経営企画部長、経営企画課長、各部の主幹及び経営企画担当係長で組織する会議。全庁的な協議、調整等が必要な事項のうち、事前に意見を求めるべき事項や経営会議から指示された事項等について調査研究を行う。

セグメント配信

ユーザーの属性やニーズなどを特定のグループに分け、メッセージを配信する手法。

【タ行】

待機児童

認可保育所等への入所を申し込んでいるが、入所できない児童（特定の認可保育所等を希望する場合などを除く。）

代執行

法律上の義務を負う者が、その義務を履行せず、不履行を放置することが著しく公益に反するとき、義務者の行うべき行為を官公庁が代わりに行うこと。なお、代執行に要した費用は官公庁から義務者に請求し、徴収することができる。

脱炭素社会

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化などを図ることにより、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする社会のこと。カーボンニュートラルと同義。

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域子育て支援拠点

子育て関連情報の提供や育児不安の軽減を目的として設置する、乳幼児とその保護者同士が相互の交流を行う場のこと。

地域コーディネーター

学校と地域・家庭のつなぎ役。社会教育法の規定により教育委員会が委嘱する「地域学校協働活動推進員」のこと。学校と地域の間に立ち、両者の連携が円滑になるよう支援。具体的には、教育活動への支援、学校情報・地域情報の収集・発信、学校運営協議会への参加、運営支援などを行う。

地籍調査

一筆ごとの土地の正しい位置、形状、面積などを明確にする事業。

DX（デジタル・トランスフォーメーション）

様々なモノやサービスが、デジタル化により便利になったり効率化されたりすることで、デジタル技術が社会に浸透し、それまでできなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革のこと。

特殊詐欺

電話や郵便等により対面することなく被害者を信じ込ませ、指定した口座への振込みやその他の方法で、不特定多数の者から現金等を騙し取る「オレオレ詐欺」や「還付金詐欺」等の犯罪の総称。

特定空家等

倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある家屋。

都市機能誘導区域

都市再生を図るため、医療施設、福祉施設、商業施設などの都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域。

都市計画道路

都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。

【ナ行】

ニュースポーツ

年齢・体力等に関係なく、ルールや人数の変更が可能な誰もが気軽に楽しめるレクリエーションの要素が高いスポーツの総称。

【ハ行】

ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲、避難場所などの情報を表示することで、災害による被害の軽減、防災対策に活用するための地図。

8050問題

若者が長期間引きこもることによって、本人及び親が高齢となり、80歳代の親が50歳代の子を支えている親子関係から呼ばれるもの。経済難からくる生活の困窮や社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるおそれがある状態。

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠如多動性障がいその他これに類する脳機能の障がい。

PFI（ピーエフアイ）

Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法であり、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業に用いるもの。

避難行動要支援者

高齢者、障がいのある方、乳幼児など災害時に配慮が必要な「要配慮者」のうち、自ら避難することが困難な方で、とくに避難時に支援が必要な人。

ファミリー・サポート・センター

「子育てを応援してほしい人」と「子育てを応援したい人」が地域の中で育児の相互援助活動を行う会員組織。

ブランドイメージ

春日市の「協働」、「交流」、「コミュニティ」などに対する市民の思いや、まちづくりの方向性をもとに、市の良さを一言で表現したもの。

フレイル

虚弱とも表現される。健康な状態と要介護状態の中間に位置しているが、適切な治療や予防を行うことで要介護状態に進まずにすむことができる状態のこと。

ペアレント・プログラム

「行動で考える・行動で見る」ことに特化し、保護者の認知的な枠組みを修正することを目指したプログラム。子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的とする。

ヘイトスピーチ

特定の民族や国籍の人々などを地域社会から排除しようとする差別的言動のこと。

放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、小学校に就学する児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、授業の終了後に適切な遊びと生活の場を提供し健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」のこと。

防除従事者

福岡県または市町村でのアライグマ防除講習会を受講した者もしくは狩猟免許所持者が市町村に登録することで、箱わなを使ったアライグマの捕獲に従事することができる者。

保護司

保護司法・更生保護法に基づいて、犯罪や非行に陥った人を更生させるための活動をしているボランティア。法務大臣が委嘱を行う。

【マ行】

まちづくり支援センター

従前、市が場所と建物を提供し、市民有志で構成された団体によって運営されていた施設について、市民公益活動の推進や市民の主体的なまちづくりへの参画等を目的として、令和6年度に公の施設に位置づけられた施設。現在は、指定管理者制度により運営が行われている。

民生委員・児童委員

自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへのつなぎ役として活動している。民生委員法、児童福祉法に基づき各市町村に置かれ、厚生労働大臣より委嘱が行われる。

メタボリックシンドローム

内臓肥満に高血圧、高血糖、脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態。

【ヤ行】

容積率

敷地面積に対する、建築物の延べ面積の割合。

要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童。

幼保小連携

幼稚園・保育園と小学校が連携し、幼児期の終わり（5歳児）から小学校入学後の1年

間（小学1年生）にかけての約2年間の子どもの発達や学びを滑らかにつなぐ取組。

【ラ行】

ライフコースへのアプローチ

病気やリスクの予防を、胎児期・幼少時から成熟期（生産期）、老年期までつなげて考えるアプローチのこと。

療育

障がいのある子どもの発達を促し、自立して生活できるように援助する取組。

レセプト

患者が受けた保険診療について、医療機関が保険者（市町村や健康保険組合等）に請求する医療報酬の明細。

連続立体交差

道路と鉄道の交差部が連続する鉄道の一定区間を高架化または地下化すること。

第6次春日市総合計画後期基本計画

令和8年3月

発行 春日市

〒816-8501 春日市原町3丁目1番地5

電 話 092-584-1111

FAX 092-584-1145

<http://www.city.kasuga.fukuoka.jp>

